

令和8年度 第1回いわての森林づくり県民税事業評価委員会

日 時：令和8年6月5日（金） 13：30～15：30
場 所：盛岡市中央公民館 大会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 令和7年度いわての森林づくり推進事業の実績について 【資料No.1】
- (2) いわて環境の森整備事業に係る要綱・要領の一部改正について
【資料No.2】
- (3) 令和8年度県民参加の森林づくり促進事業企画採択に係る意見聴取
について（2次募集分） 【資料No.3】
- (4) その他

3 閉 会

いわての森林づくり県民税事業評価委員会委員名簿

(令和8年6月5日現在)

氏 名	役 職 名 等	備 考
稲 村 崇 史	有限会社稲村製材所 取締役	
川 田 昌 代	岩手県環境アドバイザー	
工 藤 進 作	岩手県商工会議所連合会 次長	
國 崎 貴 嗣	岩手大学農学部 教授	
齋 藤 健 吾	株式会社齋藤商事 代表取締役	
佐 藤 貴美子	いわての森林づくりコーディネーター	
野 口 麻穂子	国立研究法人森林研究・整備機構 森林総合研究所東北支所 森林生態研究グループ長	
平 井 勇 介	岩手県立大学総合政策学部 准教授	
三 浦 奈緒美	岩手県消費者団体連絡協議会 常任幹事	
村 田 和 代	盛岡市中央公民館 社会教育指導員	

(五十音順)

1 委員 10名

2 任期 令和6年11月19日～令和8年11月18日

令和8年度第1回いわての森林づくり県民税事業評価委員会 県関係出席者名簿

役 職 等	氏 名	備 考
農林水産部 林務担当技監	砂 子 田 博	
林業振興課 総括課長	八重樫 倫 子	
振興担当課長	田 島 大	
主任主査	吉 村 麻実子	
主任主査	竹 原 久美子	
主任主査	澤 口 陽 平	
主 事	浅 沼 大 翔	
森林整備課 主任主査	澤 崎 格	
主任主査	似 内 智 明	
主任主査	菊 池 和 博	
森林保全課 特命課長	松 田 佳 規	
主任主査	福 本 久仁竹	
県土整備部 都市計画課 主幹兼管理開発担当課長	小野寺 学	
主 任	須 藤 秀 祥	
河川課 主任主査	吉 田 祐 介	
環境生活部 環境生活企画室 主査	市 川 恵	
自然保護課 主任主査	高 橋 覚	
主 査	佐 藤 恵 子	
盛岡広域振興局林務部 専門幹林業普及指導員	高 橋 攻	
主任主査	熊 谷 和 泉	
花巻農林振興センター 主任林業普及指導員	松 本 恭 子	
一関農林振興センター 主 任	佐 藤 潤 孝	

令和8年6月5日
第1回いわての森林づくり
県民税事業評価委員会
資料 No. 1

令和7年度
いわての森林づくり推進事業実績報告書
(いわての森林づくり県民税)



令和8年6月
岩手県農林水産部

目 次

1	いわての森林づくり県民税の概要	1
2	令和7年度いわての森林づくり推進事業の実績概要	3
3	令和7年度いわての森林づくり推進事業の実施状況	4
	① いわて環境の森整備事業	
	(混交林誘導伐・ナラ林健全化・アカマツ林広葉樹林化、森林環境再生造林、被害森林再生、枯死木除去、森林作業道整備)	4
	② 花粉症対策等採種園整備事業	13
	③ 林野火災予防対策事業	14
	④-1 県民参加の森林づくり促進事業	15
	④-2 里山林活性化による多面的機能発揮対策事業	18
	⑤ 「木育の推進等につながる県産木材活用」の取組	20
	⑥ いわて森のゼミナール推進事業	22
	⑦ 森林公園機能強化事業	25
	⑧ いわての森林づくり普及啓発事業	27
	⑨ 高田松原津波復興祈念公園管理費	28
	⑩ 事業評価委員会運営費	29
4	令和8年度いわての森林づくり推進事業の予算について	31

1 いわたの森林づくり県民税の概要

本県の豊かな森林環境を次の世代に良好な状態で引き継いでいくための仕組みとして「いわての森林づくり県民税」を創設し、平成18年4月1日に施行しました。

また、水源のかん養、県土の保全等の森林の有する公益的機能の維持増進及び持続的な発揮のために実施する森林環境保全に関する施策に要する費用に充てるため、「いわての森林づくり基金」を創設し、森林づくり県民税を財源とする森林環境保全施策として、「いわての森林づくり推進事業」を実施しています。

現在は、制度が継続され、令和8年度を始期とする第5期5年間で、事業を実施していきます。

1 税額

- 個人（個人県民税）：年額1,000円
- 法人（法人県民税）：資本金等の額に応じ、年額2,000～80,000円

2 課税期間

- 第1期：平成18年度～平成22年度（5年間）
- 第2期：平成23年度～平成27年度（5年間）
- 第3期：平成28年度～令和2年度（5年間）
- 第4期：令和3年度～令和7年度（5年間）
- 第5期：令和8年度～令和12年度（5年間）

3 税収額と基金積立額

(1) 令和7年度いわての森林づくり県民税の税収

ア 個人税

618,000千円（うち徴収取扱費 29,707千円）

イ 法人税

153,000千円

(2) 令和7年度いわての森林づくり基金の積立金

（単位：千円）

ア いわたの森林づくり県民税

741,293千円（市町村徴収取扱費控除後）

イ 基金運用益

6,912千円

税 収	771,000
個人	618,000
うち徴収取扱費	29,707
法人	153,000
基金積立額	748,335
税 収	741,293
寄付金	130
繰替運用益	6,912

※ 税収は見込額であり、実際と異なる場合がある

4 これまでの実施状況

1 事業費

項 目		第1期	第2期	第3期	第4期		(単位:千円)
		H18~H22	H23~H27	H28~R2	R3~R6	R7見込み (R6繰含む)	
環境重視の森林づくり	いわて環境の森整備事業	2,597,083	2,868,164	1,792,190	2,753,618	687,636	10,698,691
	花粉症対策等採種圃整備事業				64,516	5,403	69,919
	林野火災予防対策事業				27,096	5,536	32,632
森林との共生	県民参加の森林づくり促進事業	58,772	63,819	189,151	141,115	34,190	487,047
	「木育の推進につながる県産木材活用」の取組				162,788	5,526	168,314
	いわて森のゼミナール推進事業	19,033	18,093	23,545	19,753	5,072	85,496
	森林公園機能強化事業				176,589	23,124	199,713
	全国植樹祭開催準備費				754,336	0	754,336
	いわての森林づくり普及啓発事業	13,796	10,393	32,119	19,430	1,260	76,998
	いわて森林づくり推進人材育成事業				11,151	0	11,151
	高田松原津波復興祈念公園管理運営費				5,339	8,406	13,745
	事業評価委員会運営費	11,886	8,549	11,430	4,929	3,543	40,337
事業費計		2,700,570	2,969,018	2,048,435	4,140,660	779,696	12,638,379

2 主な取組実績

項 目			第1期	第2期	第3期	第4期		H18~R7 までの計
			H18~H22	H23~H27	H28~R2	R3~R6	R7見込み (R6繰含む)	
いわて環境の森整備事業	強度間伐等※	目標面積 (ha)	7,500	8,000	6,500	2,400	600	25,000
		確保面積 (ha)	7,520	6,327	3,361	2,146	241	19,595
		箇所数	948	1,018	656	451	40	3,113
	環境再生造林	目標面積 (ha)				700	300	1,000
		確保面積 (ha)				691	163	854
		箇所数				150	41	191
つづく県民参加促進の森林	県民参加の森林づくり促進事業	目標団体数	115	158	195	180	44	692
		実施団体数	127	141	169	129	31	597
		参加人数	25,585	22,988	30,259	44,410	12,352	135,594
	里山林活性化による多面的機能発揮対策事業	活動組織数				365	335	74
いわて森のゼミナール推進事業	森林学習会	67回 2,426名	89回 2,444名	124回 2,715名	115回 2,881名	26回 532名	421回 10,998名	
	森林環境学習指導者研修会				8回 111名	2回 23名	10回 134名	
森林公園機能強化事業					5公園	3公園	5公園	
「木育の推進につながる県産木材活用」の取組					34件	3件	37件	
いわて森林づくり推進人材育成事業(研修会)					4回 59名	0回 0名	4回 59名	
高田松原津波復興祈念公園管理運営費(下刈り)					2回	3回	5回	

2 令和7年度いわての森林づくり推進事業の実績概要

(1) 令和7年度の事業実績

ア 事業費（県民税のみの事業費）

（単位：千円）

事業名	予算額（最終）	実績額（見込）
いわて環境の森整備事業 ※	1,057,241	687,636
花粉症対策等採種園整備事業	5,525	5,403
林野火災予防対策事業	6,059	5,536
県民参加の森林づくり促進事業	34,854	34,190
うち県民参加の森林づくり促進事業	20,748	20,373
うち里山林活性化による多面的機能発揮対策事業	14,106	13,817
「木育の推進等につながる県産木材活用」の取組	5,526	5,526
いわて森のゼミナール推進事業	5,197	5,072
森林公園機能強化事業	23,221	23,124
いわての森林づくり普及啓発事業	1,260	1,260
高田松原津波復興祈念公園管理運営費	8,406	8,406
事業評価委員会運営費	4,085	3,543
計	1,151,374	779,696

※実績額は、R8への繰越を除く

イ 事業実績

事業名	実績
いわて環境の森整備事業 （施工地確保数量）	<ul style="list-style-type: none"> ・混交林誘導伐 195ha ・ナラ林健全化促進 55ha ・アカマツ林の広葉樹林化 46ha ・森林環境再生造林 163ha ・被害森林再生 0ha ・枯死木除去 110m³ ・森林作業道整備 1,500m
花粉症対策等採種園整備事業	花粉症対策採種園 植栽0.9a、整地・施肥1.3ha等
林野火災予防対策事業	ラジオCM 100回、テレビCM 72回 ソーシャルメディア配信 等
県民参加の森林づくり促進事業	
うち県民参加の森林づくり促進事業	事業実施団体・参加者数 31団体・12,352名
うち里山林活性化による多面的機能発揮対策事業	活動組織団体数 74団体
「木育の推進等につながる県産木材活用」の取組	木製品の導入等 3件
いわて森のゼミナール推進事業	森林学習会 26校・532名 森の実践ゼミナール 指導者研修 2回
森林公園機能強化事業	3公園
いわての森林づくり普及啓発事業	チラシ・パンフレット作成配布 SNSを通じた情報発信
高田松原津波復興祈念公園管理運営費	植栽木の保育管理 下刈り 3回
事業評価委員会運営費	5回開催（現場調査1回含む）

3 令和7年度いわての森林づくり推進事業の実施状況



①いわて環境の森整備事業

〔担当室課：林業振興課・森林整備課〕

I 事業の概要

1 混交林誘導伐

間伐等の手入れが行われていない管理不十分な森林において、伐採率概ね5割以上の混交林誘導伐を実施し、公益的機能の高い針葉樹と広葉樹が入り混じった森林へ誘導します。

2 ナラ林健全化

ナラ枯れ被害の拡大を防ぐため、被害の周辺地域において、被害を受けやすい高齢なナラ等を含む広葉樹林を伐採し、ナラ枯れ被害に強い広葉樹林に更新します。

3 アカマツ林広葉樹林化

松くい虫被害の拡大を防ぐため、松くい虫被害が継続して発生している地域のアカマツ林において、枯死木を含むアカマツを伐採し、広葉樹林への樹種転換を促進します。

4 森林環境再生造林

公益上重要でありながら、更新が図られていない伐採跡地において、植栽や下刈等を実施し、公益的機能を高度かつ安定的に発揮する森林を整備します。

5 被害森林再生

気象災害による被害を受けた森林において、早期の更新により公益的機能を回復させるため、倒木等の被害木を除去します。

6 枯死木除去

森林の公益的機能の回復を図るとともに、人身被害や施設損壊等の二次的被害を防止するため、倒木のおそれのある松くい虫及びナラ枯れ被害による枯死木を除去します。

7 森林作業道整備

奥地に位置する管理の行き届かない森林において、上記1、3、4の事業を効率的に実施するため、作業等に必要作業道の開設等を実施します。



混交林誘導伐（整備後）



ナラ林健全化（若返り）



森林環境再生造林
（植栽のイメージ）

II 令和7年度の実施状況

1 施工地承認状況

事業実施主体から提出された施工地調書（事業実施箇所の概要を記載した調書）について、年間を通じて12回の審査を行い、下表のとおり99件の施工地を承認し、事業実施を決定しました。

【令和7年度における事業種毎の施工地確保状況】

事業種目	計画値 ^{※1}	確保数量	達成率	承認件数
混交林誘導伐	600ha	195.27ha	32.5%	34
ナラ林健全化	70ha	55.22ha	78.9%	10
アカマツ林広葉樹林化	54ha	45.57ha	84.3%	6
森林環境再生造林	300ha	163.14ha	54.4%	41
被害森林再生	5ha	0ha	0%	0
枯死木除去	85m ³	109.8m ³	129.1%	7
森林作業道整備 ^{※2}	1,500m	1,500m	100%	1

※1 計画値は事業計画の数値

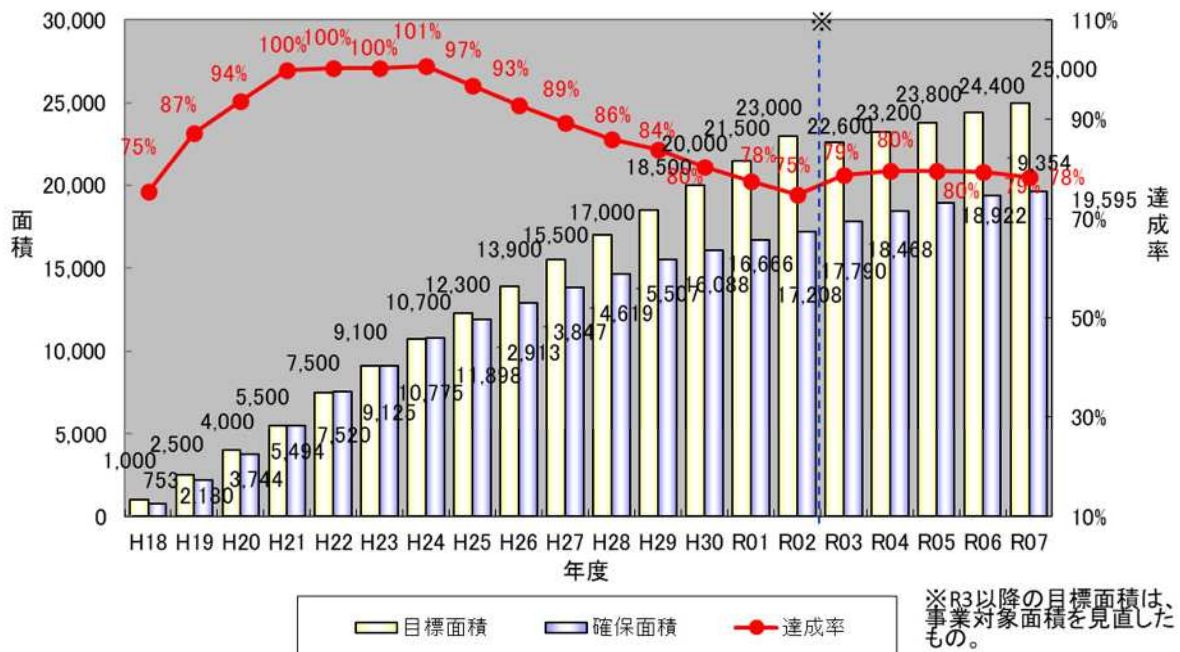
※2 森林作業道整備は、混交林誘導伐、アカマツ広葉樹林化、森林環境再生造林に付帯

2 整備森林の確保面積の推移

令和7年度の整備森林確保面積（混交林誘導伐とアカマツ林広葉樹林化の累計確保面積を指標としている）は、241haの実績となりました。

これまでの累計確保面積は、平成18年度の事業開始から20年間で、19,595haとなり、令和7年度の目標値25,000haに対し、達成率78%となりました（下図参照）。

【いわて環境の森整備事業確保面積の推移(累計)】



3 事業主体数について

令和7年度に施工地調書を提出した事業主体数は、47 事業体となり、事業体数は、増加した結果となりました。

【形態別の施工地確保実績】（裸数字は事業体数、（ ）は箇所数を示す）

令和6年度	森林組合	法人	協同組合	市町村	計
混交林誘導伐	11 (43)	8 (23)	1 (22)	—	20 (88)
ナラ林健全化	—	4 (6)	—	1 (1)	5 (7)
アカマツ林広葉樹林化	1 (1)	1 (1)	—	—	2 (2)
小計*	12 (44)	13 (30)	1 (22)	1 (1)	27 (97)
森林環境再生造林	6 (11)	4 (8)	1 (24)	—	11 (42)
被害森林再生	—	—	—	—	—
枯死木除去	2 (3)	1 (1)	—	1 (2)	4 (6)
森林作業道整備	—	—	—	—	0 (0)
小計*	8 (14)	5 (8)	1 (24)	1 (2)	15 (48)
合計*	20 (58)	18 (38)	2 (46)	2 (3)	42 (145)

令和7年度	森林組合	法人	協同組合	市町村	計
混交林誘導伐	8 (18)	4 (7)	1 (9)	—	13 (34)
ナラ林健全化	1 (2)	5 (7)	—	1 (1)	7 (10)
アカマツ林広葉樹林化	3 (4)	2 (2)	—	—	5 (6)
小計*	12 (24)	11 (16)	1 (9)	1 (1)	25 (50)
森林環境再生造林	5 (10)	9 (14)	1 (17)	—	15 (41)
被害森林再生	—	—	—	—	—
枯死木除去	1 (1)	1 (1)	1 (1)	3 (4)	6 (7)
森林作業道整備	1 (1)	—	—	—	1 (1)
小計*	7 (12)	10 (15)	2 (18)	3 (4)	22 (49)
合計*	19 (36)	21 (31)	3 (27)	4 (5)	47 (99)

※ 小・合計の事業体数は、同一者が複数の事業を実施している場合は1事業体とカウント

Ⅲ 取組の成果

令和7年度は、これまでに承認した施工地について、下表のとおり159件の施工地において整備を実施し、「いわての森林づくり県民税」の目的である「森林の有する公益的機能の維持増進及び持続的な発揮」に資する取り組みを行いました。

【各事業種目の整備状況】

事業種目	R 6		R 7	
	整備状況	整備件数	整備状況	整備件数
混交林誘導伐	411.56ha	109	368.94ha	95
ナラ林健全化	48.60ha	9	39.87ha	9
アカマツ林広葉樹林化	28.93ha	9	15.20ha	6
森林環境再生造林	126.04ha	35	113.45ha	41
被害森林再生	—	—	—	—
枯死木除去	123.51m ³	6	71.48m ³	7
森林作業道整備	0m	0	790m	1

Ⅳ 課題と令和8年度の対応

1 混交林誘導伐

近年の国産材の需要の高まりによる主伐等の素材生産と、その伐採跡地で行う造林や下刈の作業の増加による労務不足に加え、整備森林の奥地化により、面的な施工地の確保が難しくなっています。

なお、第5期については、第4期で未解消の施工地の整備に取り組みます。

2 ナラ林健全化

本県の民有林面積の約半分は広葉樹であり、シイタケ、木炭、パルプチップなどの地域産業と深い関わりを持っており、これらの生産が盛んな北上高地や沿岸北部地域へのナラ枯れ被害の拡大が懸念されます。

このため、被害が発生している地域においては、引き続き、当該事業による被害木を含めた伐採・利用を促進し、ナラ枯れに強い広葉樹林への更新を図ります。

3 アカマツ林広葉樹林化

松くい虫被害のまん延地域では駆除による被害の終息が難しいことから、被害先端地域における徹底駆除と併せ、アカマツ以外の樹種への転換を進める必要があります。

このため、被害が発生している地域においては、引き続き、当該事業による枯死木を含むアカマツの伐採を周知し、広葉樹林への更新及び修景化を図ります。

4 森林環境再生造林

植栽（林野火災跡地を含む）にあたっては、春植栽及び秋植栽とも苗木が活着不良とならないよう適期に植栽を行うとともに、必要に応じ植栽箇所の下刈りを行い、健全な森林の育成に努めます。

シカの食害が懸念される箇所への植栽にあたっては、シカ食害防止柵の設置や忌避剤の散布などによりシカの食害を防止します。

5 被害森林再生

引き続き、事業主体等に対して、当該事業の周知を行い、気象災害又は林野火災により被害を受けた森林の速やかな再生を促進します。

6 枯死木除去

枯死木を除去する際に伐採した周辺の支障木（アカマツ）を林内に放置すると、松くい虫被害の感染源となる可能性があるため、令和5年度から、伐倒した支障木の薬剤散布等についても補助対象としています。

引き続き、事業主体等に対して、当該事業の周知を行い、松くい虫、ナラ枯れ被害又は林野火災による枯死木の速やかな除去を促進します。

7 公益的機能増進伐

緊急に整備が必要な若齢人工林において、整備手遅れ林分の新たな発生を未然に防ぐため、つる切や不用木の除去等を実施します。


8 森林作業道整備

これまでの施工地を紹介しながら、森林作業道整備の活用を促進し、引き続き、整備森林の確保につなげていきます。

整備事例

1 令和7年度いわて環境の森整備事業（混交林誘導伐）整備事例

No. 1

所在地	滝沢市築平 78 番他 2 筆 地内 (承認番号 25-009)		
樹種	スギ	事業主体	盛岡広域森林組合
林齢：52～55 年生	面積：1.15ha	本数：1,866 本/ha⇒933 本/ha (50%)	平均直径：16.6cm
森林整備（事業実施）の必要性			
1 森林の状況			
<input checked="" type="checkbox"/> 手入れ不足	<input checked="" type="checkbox"/> 成立本数が多い	<input checked="" type="checkbox"/> 被圧木	<input checked="" type="checkbox"/> 雪害木 <input type="checkbox"/> 折損木、枯損木
<input type="checkbox"/> 枝の枯上り	<input type="checkbox"/> つる絡み	<input type="checkbox"/> その他	
2 森林所有者の状況			
<input checked="" type="checkbox"/> 整備意欲低下	<input checked="" type="checkbox"/> 自力整備困難	<input checked="" type="checkbox"/> 森林整備の必要性を理解	
森林整備（事業実施）の状況			
当該森林は、間伐が一度も実施されておらず、手入れが不足しており、林内は暗く草木類がほとんどなく、損木・雪害木が多く見られる。そのため、伐採本数率で概ね 50%以上の強度間伐を実施し、広葉樹等の下層植生の侵入・生育を促し健全な森林へと誘導する。			
			
実施前		実施後	

No. 2


所在地	奥州市前沢生母字長根 164-18 他 地内 (承認番号 25-019)		
樹種	スギ・ヒノキ	事業主体	株式会社岩淵林業
林齢：30～50 年生	面積：1.30ha	本数：2,900 本/ha⇒1,400 本/ha (48%)	平均直径：14.6cm
森林整備（事業実施）の必要性			
1 森林の状況			
<input checked="" type="checkbox"/> 手入れ不足	<input checked="" type="checkbox"/> 成立本数が多い	<input checked="" type="checkbox"/> 被圧木	<input type="checkbox"/> 雪害木 <input type="checkbox"/> 折損木、枯損木
<input checked="" type="checkbox"/> 枝の枯上り	<input type="checkbox"/> つる絡み	<input type="checkbox"/> その他	
2 森林所有者の状況			
<input checked="" type="checkbox"/> 整備意欲低下	<input checked="" type="checkbox"/> 自力整備困難	<input checked="" type="checkbox"/> 森林整備の必要性を理解	
森林整備（事業実施）の状況			
当該森林は、作業が全くされておらず、林内が混み合った状態になっている。林内は暗く、被圧木、枝の枯れ上がりが多く見られる。そのため、伐採本数率で概ね 50%以上の強度間伐を実施し、広葉樹等の下層植生の侵入・生育を促し健全な森林へと誘導する。			
			
実施前		実施後	

2 令和7年度いわて環境の森整備事業（ナラ林健全化）整備事例

No. 1


所在地	一関市大東町曹慶字十文字 地内		(承認番号 N-24-5)		
樹種	ナラ類を含む広葉樹	事業主体	一関市		
林齢	62～67年生	面積	3.51ha	材積	399m ³

森林整備（事業実施）の状況
 当該施工地は、水源地域等の広葉樹林で、ナラ枯れ被害が発生した地点から10 km以内にあり、65年生前後と高齢であることから、伐採してナラ枯れ被害を受けにくい若い広葉樹林に更新する必要があった。
 このため、当該事業を活用し、ナラ類を含む広葉樹の伐採を行い、若返りをはかった。伐採木は、チップ工場に運搬して破砕処理を行うほか、用材となる丸太は木材市場に運搬した。



実施前

➔




実施後

3 令和7年度いわて環境の森整備事業（アカマツ林広葉樹林化）整備事例

No. 1

所在地	一関市花泉町永井字角屋 地内		(承認番号 A-25-2)		
樹種	アカマツ	事業主体	一関地方森林組合		
林齢	60年生	面積	0.27ha		

森林整備（事業実施）の状況
 当該施行地は、松くい虫被害発生地域であり、被圧木、つる絡みのアカマツ枯死木が多く見られる。また、主要地方道に隣接しており、周辺に角屋集落が位置することから、倒木による交通機関、通行者への被害が危惧されるほか、景観上の問題があった。
 このため、当該事業を活用し、施工地内の枯死木を含むアカマツを全て伐採し、広葉樹林化を図ることで健全な森林へ誘導するもの。



実施前

➔




実施後

4 令和7年度いわて環境の森整備事業（森林環境再生造林）整備事例

No. 1


所在地	陸前高田市気仙町 地内 (承認番号 S-25-9)		
植栽樹種	スギ	事業主体	陸前高田市森林組合
植栽本数/ha	1,800本/ha	面積	0.90ha

森林整備（事業実施）の状況
 当該森林は、公益林（県土水源保全森林）に区分されており、前生樹がスギ及びアカマツの人工林伐採跡地である。下層植生に乏しく、高木性の稚樹の侵入は見受けられない状況であった。植栽によらなければ早期の更新が困難なことから、スギを植栽し、森林の再生を図った。
 さらに、当該箇所は、二ホンジカの食害が発生している地域であることから、食害防止チューブを設置した。



実施前

➔



実施後

5 令和7年度いわて環境の森整備事業（枯死木除去）整備事例

No. 1

所在地	釜石市大平町 地内 (承認番号 J-25-9)		
樹種	ナラ等	事業主体	釜石地方森林組合
林齢	65年生	本数と材積	28本 18.25m ³

森林整備（事業実施）の状況
 当該施工地はナラ枯れ被害地内にあり、ナラ枯れ枯死木が複数認められ、直下には民家が位置している。以前に枯死木が折れ、付近の家屋に被害があったこともあり、早急に処理し、安全を確保するとともに、人的被害を未然に防ぐ必要がある。
 このため、当該事業を活用し、危険な枯死木と、その伐採に支障をきたす立木を伐採した。



実施前

➔



作業後

6 令和7年度いわて環境の森整備事業（森林作業道整備）整備事例

No. 1

所在地	下閉伊郡岩泉町二升石字大岩 47-3 外 地内 （承認番号 23-47）		
樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ	事業主体	有限会社志和造林
林齢	30～60年	数量	790m

事業実施の状況

林内作業路を整備することにより、林内管理道としての活用及び作業者の労働環境の改善を図るとともに、造林木については、成長不良木やつる絡らみによる折損木が多いことから、急傾斜地に留意しながら、小径木を主体とし本数率で概ね 50%以上の強度間伐を実施し、照度不足を解消し下層植生の回復と広葉樹及び草本類の成長を促すことにより健全な森林整備を目指す。



実施前



実施後



②花粉症対策等採種園整備事業

〔担当室課：森林整備課〕

I 事業の概要

花粉の少ない森林への転換を促進するため、花粉が少ないスギやカラマツの苗木の安定供給に必要な採種園の整備を実施します。

II 令和7年度の実績

カラマツ採種園を整備するため、旧スギ採種園の整地・施肥（1.3ha）、カラマツ特定母樹の植栽（0.9ha）等を行いました。



旧スギ採種園の整地・施肥状況



カラマツ特定母樹の植栽状況

III 取組の成果

令和7年度は、カラマツ採種園を整備するため、カラマツ特定母樹の植栽（0.9ha）等を行いました。

IV 令和8年度の対応

令和8年度は、旧スギ採種園におけるカラマツ特定母樹の植栽、カラマツ採種園で枯損したカラマツ母樹の伐採・除根及び獣害防止柵の設置を行うなど、採種園の整備に取り組んでいきます。

旧スギ採種園におけるカラマツ特定母樹の植栽 1.3ha（金ヶ崎町）
枯損したカラマツ母樹の伐採・除根 6.2ha（奥州市江刺）



③ 林野火災予防対策事業

〔担当室課：森林整備課〕

I 事業の概要

林野火災から県民共通の財産である森林を守るため、林野火災を未然に防ぐための広報宣伝活動を行うとともに、地域で取り組む防火活動を支援します。

II 令和7年度の実績

1 ラジオCM放送

4、5、2、3月 延べ100回（25回/月×4月）放送

2 テレビCM放送

4、5、2、3月 延べ72回（20回/月×4月）放送

3 YouTubeを活用したCM配信

令和8年3月末時点の閲覧数 約16万回

4 ボランティア活動支援

ボランティア活動支援物品（帽子等）を、沿岸広域振興局管内のボランティア団体に配付しました。

5 路網マップ整備

宮古農林振興センターが宮古地方森林組合に委託して、宮古市重茂地区の路網マップを作成しました。

6 郵便・宅配事業者と連携した山火事予防の取組

県と包括連携協定を締結している郵便・宅配事業者（3者）に「山火事注意」ステッカー576枚を配布し、令和6年度までに配付した2,315枚と合わせて約2,900枚を配送車両へ掲示することで、県民に対し、山火事防止意識の啓発を図っています。

III 取組の成果

テレビ等によるCMの配信や郵便・宅配事業者と連携した配送車両への「山火事注意」ステッカーの掲示等により、多くの県民に対し普及啓発を行いました。

また、令和7年2月に大船渡市で発生した林野火災の教訓を継承するため、令和8年山火事防止運動期間を発災日の2月26日からと定め、併せて例年3月から行っているテレビ等によるCMを2月から行うなど、広報宣伝活動を強化しました。

IV 令和8年度の対応

令和8年度につきましても、これまでの活動を着実に継続し、県民の火災予防意識がより一層浸透するよう取組を進めます。

【県内の林野火災発生状況の推移】

	R3	R4	R5	R6	R7
火災件数(うち3月～5月)	26(19)	30(23)	28(16)	33(18)	27(10)
被害面積(ha)	3.4	10.5	4.1	199.7	3,379.6

※ R3～6は確報値、R7は速報値（県消防安全課調べ）



④-1 県民参加の森林づくり促進事業

〔担当：林業振興課〕

I 事業の概要

県民の森林づくりへの理解の醸成と積極的な参画の促進を図るため、地域住民や団体等が主体的に取り組む森林整備活動等を支援しました。

II 令和7年度の実施状況

令和7年度事業の企画募集を3回実施し、応募のあった計31団体を採択しました。

1 活動区分とその内容（令和7年度）

区 分	内 容	補助率	上限	件数
森林整備活動	未利用のまま放置されている里山林の再生及び新たな活用を図るための森林整備活動等を支援	定額	100万円	9件
人材育成活動	新たに活動する個人や非営利団体等を対象とし、森林施業等の研修活動を支援	定額	100万円	3件
森林環境学習活動	森林整備の必要性等を学び、将来の森づくり活動につながる森林環境学習及びこれと連動した活動等を支援	定額	100万円	19件
県産材利用促進活動	木材・木材製品等の県産材利用促進活動を支援	1/3	100万円	0件
	計	—	—	31件

2 本事業の成果について

成果指標名	計画値	実績値	達成率
県民参加の森林づくり活動参加者数（人）	6,000人	12,352人	206%

III 令和8年度の対応



新規団体の確保及び令和7年度からメニューに追加した市町村が実施する緩衝帯整備の周知のため、令和7年度は3次募集まで実施しました。

一方で、令和7年度はクマの出没増加の影響を受けて、事業計画を一部変更する団体が散見されました。令和8年度は、引き続き新規団体の確保のため関係団体等と連携しながら事業の周知を図りながら、各実施団体のクマ等の安全対策の徹底について指導・助言を行います。



本事業を通じた「いわての森林づくり県民税」の情報発信を強化するため、県民税を活用している旨の表示、情報発信の徹底を依頼するとともに、実施団体に情報発信を推進してもらうような仕組みづくりを検討します。

令和7年度県民参加の森林づくり促進事業 実施状況事例



事業区分【森林整備】

活動団体	岩泉まつたけ事業協同組合（採択回数4回）
活動名	岩泉まつたけ山づくり協力隊事業
補助金額	931,633円
<p>事業内容</p> <p>1 内容 マツタケ山整備、マツタケ発生状況調査、マツタケ収穫</p> <p>2 事業効果 令和7年度は延べ53名が参加し、県内外から募ったボランティア隊員により、手入れが不十分なマツ山の整備（下層木除去、落葉・落枝除去など）を行い、マツタケの発生環境を整えると共に、交流人口の拡大を図った。</p>	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">マツタケ山整備</p>	

事業区分【森林整備（緩衝帯整備）】

活動団体	平泉町（採択回数0回）
活動名	有害鳥獣被害緩衝帯設置事業
補助金額	584,000円
<p>事業内容</p> <p>1 内容 町内私有林のうち、集落に面した部分の除伐及び下刈り</p> <p>2 事業効果 集落に面している森林の除伐及び下刈りを実施し、見通しを確保したことで有害鳥獣の出没しにくい環境を整備した。</p>	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> 事業実施前 事業実施後 </p>	

事業区分【人材育成】

活動団体	一関里山をつくる会（採択回数0回）
活動名	里山をつくり、山遊びをしよう
補助金額	925,888円
事業内容 1 内容 ① 森林の管理養成講座 全5回 ② 体験活動イベント開催 全4回 2 事業効果 令和7年度の参加者数は延べ108人となり、森林の下刈りや伐採等の技術講座を実施し、里山の維持管理ができる人材を育成した。 また、親子での巣箱づくりやロープ遊びなど、森林での楽しみ方を学ぶ体験イベントも実施し、森林資源を生かした多様な活用方法を学ぶ機会を提供した。	
	
技術講座の様子	
	
ロープ遊び	

事業区分【森林環境学習】

活動団体	NPO法人プロ・ハンド岩手（採択回数0回）
活動名	苗木を植えて森をつくろう
補助金額	269,222円
事業内容 1 内容 植林等イベントの開催 （植林、間伐の見学、森林インストラクターの講義やクラフト制作ほか） 2 事業効果 令和7年度の参加人数は延べ42人となり、植林や間伐の見学、森林インストラクターによる自然や森林のしくみに関する講義やクラフト制作など、多様なメニューを親子で一緒に体験することで、子ども達が楽しみながら森林環境学習を行うことができたほか、家庭内における森林環境保護の意識を高めるきっかけづくりにすることができた。	
	
植林の様子	
	
クラフト制作	



④-2 里山林活性化による多面的機能発揮対策事業

〔担当：森林整備課〕

I 事業の概要

森林の有する多面的機能を発揮させるため、森林所有者、地域住民等が協力して実施する森林の保全活動や森林資源の活用等の取組に対して支援するものです。

II 令和7年度の実績

令和7年度は74団体が事業に取り組み、本事業の目的である、森林の保全管理や森林資源の活用等の取組が着実に実行されました。

主な活動区分ごとの実績は、国の事業変更に伴い活動区分が変更となり、地域活動型（森林資源活用）570.9ha、地域活動型（竹林資源活用）0.4ha、複業実践型34.9ha、森林機能強化6,976mとなりました。

年度	主な活動実績			活動組織 団体数
	地域環境保全 (里山林整備・ 侵入竹の除去等)	森林資源利用 (薪炭利用等の ための伐採等)	森林機能強化 (森林作業道の 開設等)	
H25～H30	4,138 ha	1,162 ha	9,742 m	492
R1	952 ha	181 ha	4,955 m	101
R2	844 ha	235 ha	3,004 m	94
R3	838 ha	252 ha	4,470 m	96
R4	772 ha	213 ha	1,970 m	85
R5	699 ha	69 ha	4,158 m	76
R6	549 ha	39 ha	2,650 m	78
累計	8,792 ha	2,151 ha	30,949 m	1,022

年度	主な活動実績				活動組織 団体数
	地域活動型		複業実践型	森林機能強化	
	森林資源活用	竹林資源活用			
R7	571 ha	0 ha	35 ha	6,976 m	74
累計	571 ha	0 ha	35 ha	6,976 m	74

※活動組織団体数は、各年度の実施団体数であり重複する場合があります。

成果指標名	計画値	実績値	達成率
活動組織数	81	74	91.4%

III 取組の成果

本事業の実施を通して、従来荒廃していた里山林等の景観改善や、薪炭材など森林由来の資源の利用促進などの事例が多数みられました。

IV 令和8年度の対応

地域における森林の保全活動が定着してきていることから、里山林整備や間伐材利用、地域外からの参加者を受け入れる環境整備の支援など、山村地域の活性化に引き続き取り組みます。

令和7年度里山林活性化による多面的機能発揮対策事業 実施状況事例

No. 1

活動団体	特定非営利活動法人 遠野エコネット（遠野市） 1年目
<p>事業内容 本活動組織は、法人会員を中心に5名で構成されている。 令和7年度は遠野市附馬牛町・松崎町の森林16.3haにおいて、複業実践型により間伐材の生産を行い、生産された間伐材を木質バイオマス発電燃料材として販売するとともに薪や木炭の生産等を実施した。 これらの活動を通じて、里山環境の保全と森林資源の活用による持続可能な法人経営の推進の両立に努めている。</p>	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">間伐、薪の生産</p>	

No. 2

活動団体	山田町山守の会（山田町・宮古市） 1年目
<p>事業内容 本活動組織は、森林所有者等を中心とした5名で構成されている。 令和7年度は、山田町豊間根地区及び宮古市重茂地区の森林11.0haにおいて地域活動型によるナラ枯れ跡地への造林や刈払い・除間伐等の森林整備活動、薪材生産等を実施した。 また、県内自治体からの依頼を受け、地域住民や森林所有者、地域おこし協力隊員等を対象とした伐木技術の講師を務めるなど、交付金活動で得た知見を横展開して担い手育成や放置された里山林の整備促進に貢献している。</p>	
<div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <p data-bbox="325 1937 624 1966">除間伐作業後の活動森林</p> <p data-bbox="979 1937 1195 1966">伐木研修会の様子</p> </div>	



⑤「木育の推進等につながる県産木材活用」の取組み

〔担当：林業振興課〕

I 事業の概要

県民向け施設等への県産木材活用の促進を図ることにより、県産木材の温もりや心地よさなどを感じてもらいながら、木材利用の意義や森林づくりへの理解醸成、環境整備の普及強化を図ることを目的に、県庁各部局による県民税を活用した木育推進につながる取組を募集しています。

II 令和7年度の取組実績

採択事業3件で事業を実施

(庁内保育園・県立図書館・県立二戸北星支援学校への木製品整備 詳細は別紙参照)

III 取組の成果

教育施設等において県産木材製品を導入したことから、木育の推進や県産材利用促進へとつながる取組みとなり、県民が木に触れる機会を創出することができました。(事例は別紙参照)

IV 令和8年度の対応

当初予算においても募集を行い、3部局にて3事業の実施を予定しています。

事業を通じて「いわての森林づくり県民税」の情報発信を強化することが課題であることから、事業実施施設において、県民税の普及啓発強化につながるよう、①県産木材や県民税のマーク(焼き印やシール)の掲出、②県民税パンフレットの配架、③県民税の普及啓発DVDの配付・放映、④マスコミへのプレスリリース、⑤お披露目会の開催等を行います。その他、可能な範囲でSNSやHPを活用した情報発信、園便りの発行等、独自の取組を行います。

令和7年度「木育の推進等につながる県産木材活用」の取組実績

令和7年度庁内公募事業一覧

	部局	事業名	事業概要 (内容、対象経費等)
1	総務	【総務事務センター】 厚生福利事業費 (庁内保育施設運営費)	木製品導入 (本収納棚1台、扉付き収納棚1台)
2	教育	【生涯学習文化財課】 社会教育デジタル活用推進事業費 書館(県立図書館)	木製品導入 (木製書架2台)
3	教育	【学校教育室】 二戸地区特別支援学校整備事業費 (県立二戸北星支援学校)	木製品導入 (テーブル3台、椅子16台、パソコンテーブル1台)

※ 教育：教育委員会

○ 庁内保育園への木製品導入



○ 県立二戸北星支援学校への木製品導入



○ 県立図書館への木製品導入





⑥ いわて森のゼミナール推進事業

〔担当室課：森林整備課〕

I 事業の概要

森林・林業に対する理解の醸成を図るため、児童生徒をはじめ、広く県民の方々を対象として、森林・林業に関して学習する機会を提供します。

II 令和7年度の実績

1 森林環境学習会

小・中学校及び保育園等において、532名の児童・生徒等を対象に、森林インストラクター等の指導者による森林環境学習会を開催しました。

2 森林環境学習指導者研修会

指導者研修会を2回開催し、活動事例紹介や現地研修のほか、情報交換等を実施しました。

成果指標名	計画値	実績値	達成率
森林環境学習会参加者数 (人)	500	532	106.4%

III 取組の成果

1 森林環境学習会

森林インストラクター等の指導により、児童・生徒等が森林の働きやその果たす役割を習得しました。

2 森林環境学習指導者研修会

指導者研修会を開催し、活動事例紹介、現地研修や情報交換等を通じて、県内各地における森林環境学習の活動を実践するリーダーの資質向上を図りました。

IV 令和8年度の対応

本県の森林を良好な状態で次世代に引き継ぐためには、児童、生徒をはじめ、県民の森林環境保全に対する理解醸成の取組を継続する必要があります。

このため、令和7年度に引き続き、小・中学校等を対象とした森林環境学習会や地域活動を実践するリーダーのスキルアップを図る指導者研修会、情報交換会を開催していきます。

令和7年度森林学習会開催実績一覧

No.	実施日	市町村	実施校等名称	対象者	人数	内容
1	6/9	大船渡市	大船渡市立綾里小学校	5 学年	12 名	樹木観察等
2	6/13	奥州市	奥州市立衣川小学校	5 学年	9 名	樹木観察等、森のクラフト体験等
3	6/14, 10/8	盛岡市	盛岡市立羽場小学校	2 学年	20 名	樹木観察等
4	6/26	奥州市	奥州市立衣里小学校	5 学年	4 名	樹木観察等、森のクラフト体験等
5	7/2	盛岡市	盛岡市立杜陵小学校	1 学年	30 名	森のクラフト体験等
6	7/3	一関市	一関市立弥栄小学校	1, 2, 6 学年	18 名	森のクラフト体験等
7	9/9	二戸市	二戸市立浄法寺小学校	4 学年	24 名	森のクラフト体験等
8	9/16	大船渡市	大船渡市立赤崎小学校	5 学年	24 名	樹木観察等
9	9/22	大船渡市	大船渡市立越喜来小学校	3 学年	12 名	樹木観察等
10	9/24	奥州市	奥州市立若柳小学校	3 学年	17 名	樹木観察等、森のクラフト体験等
11	9/30	八幡平市	八幡平市立安代中学校	全学年	47 名	樹木観察等
12	10/1	滝沢市	滝沢市立柳沢小学校	1~4 学年	9 名	樹木観察等、森のクラフト体験等
13	10/1	盛岡市	エトワール保育園	4~6 歳児	15 名	樹木観察等、森のクラフト体験等
14	10/2	久慈市	久慈市立夏井小学校	3 学年	5 名	森のクラフト体験等
15	10/6, 1/7	盛岡市	盛南ひまわりこども園	年長児	15 名	樹木観察等
16	10/6	盛岡市	盛岡市立大慈寺小学校	3 学年	29 名	樹木観察等、森のクラフト体験等
17	10/9	滝沢市	りんごの森保育園	年長児	15 名	森のクラフト体験等
18	10/17	滝沢市	ハレルヤ保育園	年長児	27 名	樹木観察等
19	10/20	盛岡市	天昌寺保育園	年長児	21 名	樹木観察等
20	10/23	奥州市	奥州市立真城小学校	1 学年	28 名	森のクラフト体験等
21	11/7	矢巾町	北川保育園	年長児	9 名	森のクラフト体験等
22	11/12	宮古市	宮古市立磯鶏小学校	1 学年	41 名	樹木観察等
23	11/12	奥州市	おだきこども園	年長児	23 名	森のクラフト体験等
24	11/14	一関市	一関市立大原小学校	1, 2 学年	22 名	樹木観察等
25	11/21, 1/30	矢巾町	徳田保育園	年長児	18 名	森のクラフト体験等
26	2/26	盛岡市	飯岡こども園	年長児	38 名	樹木観察等
合 計					532 名	

令和7年度森林環境学習指導者研修会（指導者研修）実績一覧

No.	開催日	市町村	開催場所	人数	研修内容
1	10/5	八幡平市	岩手県民の森 森林ふれあい学習館フォレスト i	10	座学及び実習等

令和7年度森林環境学習指導者研修会（情報交換会）実績一覧

No.	開催日	市町村	開催場所	人数	研修内容
1	2/15	盛岡市	盛岡市遺跡の学び館	13	活動事例紹介、意見交換及び情報交換等

令和7年度いわて森のゼミナール推進事業 実施状況事例

活動団体	特定非営利活動法人 環境パートナーシップいわて
活動名	森林環境学習会・指導者研修会
事業費	5,057,800円

事業内容

1 森林環境学習会

令和7年度は、小中学校等において26校(園)、532人を対象に樹木観察等や木工・クラフト体験等の森林環境学習会を開催し、森林・林業に関して学習する機会を提供した。



樹木観察等（盛岡市）



木工・クラフト体験等（一関市）

2 森林環境学習指導者研修会

令和7年度は、指導者研修会を2回開催し、県内各地において森林環境学習の活動を実践するリーダーのスキルアップ及び相互の連携を図るため、活動事例紹介や現地研修のほか、情報交換等を行った。



指導者研修の様子（八幡平市）



情報交換会の様子（盛岡市）



⑦ 森林公園機能強化事業

〔担当室課：森林保全課〕

I 事業の概要

広く県民の森林・林業に対する理解の醸成を図るため、森林環境教育拠点施設である森林公園の機能強化を実施します。

II 令和7年度の実績

1 施設整備

利用者が森林を散策しやすくするため、森林整備を行ったほか、多様な年齢層の利用拡大を図るため、木製玩具の補充等を行いました。

【令和6年度（繰越）施設整備実績】

公園名	区分	内容	事業費 (千円)
県民の森	学習施設	チップサイロ更新（1基）	13,825
計			13,825

【令和7年度施設整備実績】

公園名	区分	内容	事業費 (千円)
県民の森	学習施設	木製玩具補充等	136
	屋外	森林整備（支障木伐採）	2,145
滝沢	屋外	森林整備（支障木伐採）	2,310
千貫石	屋外	森林整備（間伐）	4,708
計			9,299

【施設整備状況】



木製玩具補充等

【県民の森】



チップサイロ更新

【県民の森】



森林整備（間伐）

【千貫石】

2 広報活動

各森林公園の整備状況のほか、四季折々の見どころやイベント等のお知らせについて、県のホームページやSNS等により情報発信を行いました。

III 取組の成果

森林整備により林内の見通しが良くなったことで、利用者が安心して散策できるようになったほか、木製玩具補充やチップサイロ更新により、多様な年齢層の利用者が楽しく木とふれあい、木材利用について学ぶことができる環境が整備されました。

IV 令和8年度の対応

令和8年度においても、森林公園の機能強化に向けて、以下の施設整備等を計画的に進めるとともに、県のSNS等により広く県民に対し森林公園の魅力の発信に努めるなど、利用者の増加に向けて取り組んでいきます。

【令和8年度施設整備計画】

公園名	区分	内容	事業費 (千円)
県民の森	学習施設	授乳室設置、映像展示物整備	4,392
	屋外	森林整備（林内環境整備）	2,063
滝沢	屋外	森林整備（遊歩道付近の刈払い・危険木の伐採・除去）	5,521
千貫石	屋外	森林整備（林内環境整備）	2,063
折爪岳	屋外	森林整備（遊歩道付近の刈払い）	344
共通	学習施設	木製玩具補充等	197
計			14,580



⑧ いわての森林づくり普及啓発事業

〔担当室課：林業振興課〕

I 事業の概要

森林の役割や重要性のほか、いわての森林づくり県民税の趣旨や取り組み等について、森林所有者や県民に対し周知・情報発信し、事業の推進や森林づくりに係る関心を高めるとともに、県民税の取り組み等について認知度向上を図ります。

II 令和7年度の実績

令和7年度における県民のいわて森林づくり県民税の認知度は **51.4%**となりました。

1 いわて森林づくり県民税の認知度向上に向けた取組

(1) チラシの作成・配付

いわての森林づくり県民税を財源とする事業内容及び制度の周知を図るため、森林所有者向けと一般県民向けの2種類のチラシを作成・配布しました。



(一般向け)



(森林所有者向け)



(2) SNSによる情報発信

X と Instagram を通じて情報発信を行いました。



(公式 X)



(公式 Instagram)

III 取組の成果

森林所有者にチラシを配布したところ、事業の内容に関する多くの問合せをいただいております。PR効果が拡大することで「いわて環境の森整備事業」の施工地確保につながることが期待されます。

IV 令和8年度の対応

引き続き、県産木材活用や森林公園機能強化などの取組の周知と併せ、イベント等の機会を通じ情報発信することにより、一層の認知度向上を図っていきます。



⑨ 高田松原津波復興祈念公園管理運営費

〔担当室課：県土整備部都市計画課〕

I 事業の概要

令和5年6月4日に開催した第73回全国植樹祭の一般招待者記念植樹の植栽木について、保育管理のため、下刈りを行い、全国植樹祭のレガシーとして継承していきます。

II 令和7年度 of 取組実績・成果

全国植樹祭の植栽木を保育管理するため、年3回の下刈りを実施しました。

- ・国営西エリアのうち6,826.09 m²



下刈り実施中



下刈り実施後

III 令和8年度 of 取組

引き続き、植栽木を保育管理するため、年3回の下刈りを実施し、全国植樹祭のレガシーとして継承していきます。



⑩ 事業評価委員会運営費

〔担当：林業振興課〕

I 事業の概要

「いわての森林づくり県民税事業評価委員会（以下「委員会」という。）」は、岩手県附属機関条例に基づき、いわての森林づくり県民税条例(平成17年岩手県条例第79号)第1条に規定する森林環境の保全に関する施策の内容を県民に明らかにし、透明性の確保を図るため設置されています。

現在の委員会は、委員10名で組織され、任期は令和8年11月18日までとなっています。

当事業は、この委員会を運営するための事業です。

1 委員会の所掌事項

- (1) 施策を調査審議すること
- (2) 施策を評価すること
- (3) 施策に関する提言をすること

II 令和7年度の実績

1 令和7年度の委員会等開催状況

委員会を5回（うち現地調査1回）実施しました。

回数	開催日	主な議事内容
1	令和7年 6月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年度いわての森林づくり推進事業の実績について ・ 令和7年度県民参加の森林づくり促進事業企画採択に係る意見聴取について（2次募集分）
2	令和7年 9月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年度いわての森林づくり県民税事業の取組状況について ・ 令和8年度以降の「いわての森林づくり県民税」（素案）への意見聴取の状況について
3	令和7年 11月7日	現地調査（花巻市東和町） <ul style="list-style-type: none"> ・ 現地調査に係る意見交換について ・ 令和8年度以降の「いわての森林づくり県民税」（最終案）の報告について
4	令和8年 1月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和8年度いわての森林づくり県民税事業について ・ いわて環境の森整備事業に係る要綱・要領の見直しについて ・ 令和8年度県民参加の森林づくり促進事業について
5	令和8年 3月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・ いわて環境の森整備事業モニタリング調査報告について ・ 令和8年度県民参加の森林づくり促進事業企業採択に係る意見聴取について

Ⅲ 取組の成果

委員会においては、事業実施上の内容確認や助言、事業成果の県民へのPR方法など、施策に関する様々な提言が出されたほか、県民参加の森林づくり促進事業企画採択に係る意見聴取においては、効果的な普及や安全な活動などに関する意見等が出され、企画採択の可否の際の参考としました。

また、委員会では、混交林誘導伐やアカマツ林広葉樹林化のモニタリング調査地の現地調査を行ったほか、委員会の提言を踏まえ、県で取りまとめた「令和8年度以降の『いわての森林づくり県民税』（素案）」について、委員の意見を伺いました。

さらに、パブリック・コメントや地域説明会、県民・森林所有者・法人アンケートを実施し、最終案を作成しました。

Ⅳ 課題に対する令和8年度の対応

1 事業評価委員会運営費

予算額 1,575千円

2 令和8年度の委員会開催予定

期間の途中でも必要に応じて取組内容を見直すこととしており、引き続き、委員から施策に関する様々な御意見をいただくこととしています。

回数	開催日	主な内容（予定）
1	令和8年 6月5日	<ul style="list-style-type: none">令和7年度いわての森林づくり推進事業の実績についていわて環境の森整備事業に係る要綱・要領の一部改正について令和8年度県民参加の森林づくり促進事業企画採択に係る意見聴取について（2次募集分）
2	令和8年 9月頃	<ul style="list-style-type: none">現地調査取組状況の報告及び取組内容等に係る意見交換
3	令和8年 11月頃	<ul style="list-style-type: none">委員改選取組状況の報告及び取組内容等に係る意見交換
4	令和9年 3月頃	<ul style="list-style-type: none">取組状況の報告及び取組内容等に係る意見交換令和9年度いわての森林づくり推進事業の概要について令和9年度県民参加の森林づくり促進事業企画採択に係る意見聴取（1次募集分）

4 令和8年度いわての森林づくり県民税事業の予算について

- 「いわての森林づくり県民税」の制度**
- 課税期間 5年間（令和8年度～12年度）
 - 課税額 個人：年額1,000円
法人：年額2,000円～80,000円
 - 令和8年度税込額見込 732,503千円



令和8年度
基金積立金（予算額）
732,603千円
（寄附収入100千円含む）

1 事業費

（単位：千円）

取組内容	R7当初 A	R8当初 B	差引 B-A
1. 環境重視の森林づくり	611,555	528,375	▲ 83,180
（1）公益的機能を増進する若齢林の整備	0	31,337	31,337
（2）針広混交林への誘導	293,562	123,209	▲ 170,353
（3）森林環境を保全する植栽等	187,943	203,259	15,316
（4）森林病虫害の防除対策	93,580	102,094	8,514
（5）気象被害等を受けた森林の整備	27,470	62,476	35,006
（6）公益上重要な森林の整備や管理のための作業道の整備	9,000	6,000	▲ 3,000
2. 県民理解の醸成（森林との共生）	92,073	70,109	▲ 21,964
（1）地域住民等が取り組む森林づくり活動	54,112	44,803	▲ 9,309
（2）木育の推進等につながる県産木材の活用	6,000	3,218	▲ 2,782
（3）森林環境学習の展開	15,201	9,772	▲ 5,429
（4）普及啓発の取組	16,760	12,316	▲ 4,444
3. 森林に関連する安全・安心な県民生活※	0	364,214	364,214
（1）野生動物の人の生活圏への出没抑制のための環境整備	0	39,345	39,345
（2）流木被害を軽減するための危険木等の伐採・除去	0	177,288	177,288
（3）安心して自然環境に親しむための森林公園・自然公園等の環境整備	0	147,581	147,581
合 計	703,628	962,698	259,070

いわての森林づくり基金積立金	739,902	732,603	▲ 7,299
----------------	---------	---------	---------

※ 事業費は県民税以外の財源を除く

2 令和8年度 事業内容

区分	取組内容 〔担当課〕	事業内容	数量等（予定）
1 環境重視の森林づくり	(1) 公益的機能を増進する若齢林の整備 〔森林整備課〕	整備が必要な若齢の人工林において、つる切や不用木の除去等を実施	・公益的機能増進伐 126ha
	(2) 針広混交林への誘導 〔林業振興課〕	伐採率概ね5割以上の強度間伐により、針葉樹と広葉樹が入り混じった森林へ誘導	・混交林誘導伐 70ha
	(3) 森林環境を保全する植栽等 〔森林整備課〕	更新が図られていない伐採跡地（林野火災跡地を含む）において、植栽や下刈等を実施し、公益的機能を安定的に発揮する森林を整備 花粉の少ない森林への転換を促進するため、花粉の少ないスギ等の苗木の安定供給に必要な採種園の整備を実施	・森林環境再生造林 95ha（林野火災 1ha） ・花粉症対策スギミニチュア採種園の運営 5.7ha ・カラマツ採種園の運営 5.2ha
	(4) 森林病虫害の防除対策 〔森林整備課〕	高齢なナラ等を含む広葉樹林を伐採し、ナラ枯れ被害に強い広葉樹林に更新 松くい虫被害地域のアカマツ林において、枯損木や生立木を伐採し、被害を受けない広葉樹への樹種転換を促進	・ナラ林健全化 100ha ・アカマツ広葉樹林化 35ha
	(5) 気象被害等を受けた森林の整備 〔森林整備課〕	林野火災や気象災害の被害を受けた森林を早期に再生するため、被害木を処理 松くい虫、ナラ枯れ、林野火災の被害を受けた、道路や住宅等に隣接する枯死経過木等を除去 初期消火活動に必要な資機材の整備や、林野火災を未然に防ぐための広報宣伝活動を行うとともに、地域で取り組む防火活動を支援	・被害森林再生 2ha（林野火災 8.5ha） ・枯死木除去 100 m ³ （林野火災 85 m ³ ） ・テレビ、ラジオCM、SNSによる予防宣伝活動 ・路網マップの整備（沿岸地域予定） ・コンビニ等へのチラシ配架等
	(6) 公益上重要な森林の整備や管理のための作業道の整備 〔林業振興課〕	事業を効率的に実施するために必要な作業道の開設等	・作業道整備 1,000m

区分	取組内容 〔担当課〕	事業内容	数量等（予定）
2 県民理解の醸成（森林との共生）	(1) 地域住民等が取り組む森林づくり活動 〔森林整備課〕	<p>県民による森林環境保全活動を支援 全国植樹祭のレガシーを継承する「いわての森林の感謝祭」を開催</p> <p>森林所有者や地域住民が共同で行う森林の保全活動や山村地域の活性化などの取組を支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・森林整備活動（緩衝帯整備含む） ・森林の整備を行う多様な人材育成 ・森林環境学習 ・県産材利用促進 計 40 団体 ・里山林整備、路網の補修活動 83 団体
	(2) 木育の推進等につながる県産木材活用 〔県庁各部局〕	<p>県民税を活用し、部局横断で県民向け施設等における県産木材の利用を推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県庁保育所内「うちまる保育園」（木製品） ・野外活動センター（木製品） ・県営運動公園（木製ベンチ） 3 部局 3 件
	(3) 森林環境学習の展開 〔森林整備課・森林保全課〕	<p>児童生徒をはじめ、広く県民の方々を対象として、森林・林業に関して学習する機会を提供</p> <p>森林環境教育の拠点施設である森林公園の機能強化を実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・森林環境学習会 25 回 ・指導者研修会 2 回 ・J-クレジット制度普及促進セミナー 1 回 ・木製玩具補充 ・野生鳥獣害対策を目的とした森林整備 ・映像展示物整備・授乳スペース設置
	(4) 普及啓発の取組 〔林業振興課、環境生活企画室、都市計画課〕	<p>森林・林業の役割や重要性のほか、いわての森林づくり県民税の趣旨や取組等について、県民に対して情報を発信</p> <p>温室効果ガス排出量削減目標の達成を目指し、県民・事業者・行政等様々な主体の取組を有機的に結び付け、脱炭素化に向けた更なる行動を実践</p> <p>第 73 回全国植樹祭で植栽した一般招待者記念植樹の植栽木について、下刈り等の植栽管理</p> <p>いわての森林づくり県民税を財源として行う施策の内容を県民に明らかにし、透明性の確保を図るために設置している事業評価委員会を運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発用チラシ作成（一般用 4 千部、森林所有者用 6 千部） ・学習支援パンフ増刷配布 ・温暖化対策のための吸収源対策や森林整備の必要性について、普及啓発ツールの活用により、県民意識の醸成 ・下草刈り（年 3 回） ・6, 826. 09m² ・委員会 3 回、現地調査 1 回開催予定

区分	取組内容 〔担当課〕	事業内容	数量等（予定）
3 森林に関連する安全・安心な県民生活	(1) 野生動物の人の生活圏への出没抑制のための環境整備 〔河川課・自然保護課〕	クマなどの野生動物が人の生活圏に出没することを抑制するため、移動経路となる河川敷等の樹木の伐採・藪の刈払いなどの環境整備を実施	河川内・県有施設周辺の樹木の伐採等
	(2) 流木被害を軽減するための危険木等の伐採・除去 〔森林保全課・河川課〕	大雨時の流木被害を防ぐため、被害が予想される溪流や河川における危険木などの伐採・除去を実施	溪流・河川内における危険木等の伐採・除去
	(3) 安心して自然環境に親しむための森林公園・自然公園等の環境整備 〔森林保全課・自然保護課・都市計画課・河川課〕	安心して自然環境に親しむため、森林公園等において、危険木の除去、景観の改善、野生動物の侵入防止のための藪の刈払い、植栽木の保育管理、木歩道の補修など、環境整備を実施	森林公園（5箇所）・自然公園（1箇所）・都市公園（1箇所）及び河川公園の環境整備



いわ
ての  づくり
県民税

SINCE 2006

いわて環境の森整備事業補助金交付要綱

(目的)

第 1 公益上重要で緊急に整備する必要がある森林について、水源かん養などの公益的機能を高度かつ安定的に発揮する森林づくりを図るため、市町村、林業事業者等（森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格者名簿又は岩手県意欲と能力のある林業経営体に登録されている事業者、森林所有者から森林の管理又は施業を受託した者をいう。以下同じ。）並びに県内に事務所又は事業所を有する特定非営利活動法人、各種団体（非営利団体で規約等の定めがあり、総会が開催される団体に限る。以下同じ。）、法人及び森林所有者から森林の管理又は施業を受託した者（以下「補助事業者」と総称する。）がいわて環境の森整備事業（以下「補助事業」という。）を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年岩手県規則第 71 号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第 2 第 1 に規定する経費及びこれに対する補助額は、別表第 1 のとおりとする。

(経費相互間の流用の禁止)

第 3 第 2 の別表第 1 に掲げる経費は、区分相互間の流用をしてはならない。

(補助事業に要する経費の配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第 4 規則第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更にする。

- (1) 別表 1 の経費の欄に掲げる事業の作業種ごとの経費の 30 パーセントを超える増減
- (2) 補助金額の増減を伴う変更
- (3) 補助事業の中止又は廃止

2 補助事業者は、前項に規定する軽微な変更を行う必要が生じたときは、いわて環境の森整備事業変更報告書（様式第 5 号）を事業施工地を所管する広域振興局長に提出しなければならない。

(申請の取下げ期日)

第 5 規則第 8 条第 1 項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して 15 日以内とする。

(立入検査等)

第 5 の 2 広域振興局長は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者（市町村等を除く。）に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合において、当該補助金の交付に当たっては、広域振興局長が、予算の執行の適正を期するため、当該補助金の交付を受ける者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

3 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務

を行う者と契約を締結するに当たっては、広域振興局長が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

(前金払)

第6 広域振興局長は、必要があると認める場合は、補助金の9割以内を前金払いすることがある。
2 補助事業者は、前項に規定する補助金の前金払を請求しようとするときは、いわて環境の森整備事業補助金前金払請求書(様式第8号)を事業施行地を所管する広域振興局長に提出しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第7 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は別表第2のとおりとし、事業施行地を所管する広域振興局長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成20年4月16日から施行し、平成20年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月19日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年6月30日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年11月7日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年8月22日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月18日から施行し、平成29年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月8日から施行し、令和8年度の補助金から適用する。

別表第1 (第2関係)

区分	事業項目	経費	補助率
混交林誘導伐	1 混交林誘導伐	<p>市町村、林業事業者等（森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格者名簿に登録されている事業者に限る。）が、市町村森林整備計画で公益林（公益林になることが見込まれる森林を含む。）に区分された森林（以下「公益林」という。）のうち別に定める要件に合致する森林の整備を行う場合に要する次に掲げる作業に係る経費</p> <p>(1) 混交林誘導伐 林内へ光を入れ、下草や広葉樹の進入を促進し、針葉樹と広葉樹の混交林への誘導を目的とする強度の間伐（本数率で概ね50パーセント以上）に要する経費</p> <p>(2) 間伐材有効利用モデル 混交林誘導伐の実施により発生する間伐材の有効利用に要する経費。ただし、間伐材利用の波及効果が高い取組に限る。</p> <p>(3) 歩道設置・作業道等補修 事業の実施に必要な歩道の整備及び作業道等の補修に要する経費</p> <p>(4) 土留柵設置 事業実施箇所の保全に必要な土留柵等の設置に要する経費</p> <p>(5) その他知事が必要と認めるもの</p>	<p>当該事業を行う場合に要する経費の10分の10に相当する額以内の額（ただし、別に定める額を上限とする。）</p>
森林病害虫対策	2 ナラ林健全化	<p>市町村、林業事業者等が、ナラ枯れ被害の発生箇所から半径30キロメートル以内の区域において、公益林のうち別に定める要件に合致する被害発生源となるナラ類を含む広葉樹林について、被害を受けない若い森林に更新する伐採作業を行う場合に要する経費</p>	<p>定額（ただし、別に定める額を上限とする。）</p>
	3 アカマツ林広葉樹林化	<p>市町村、林業事業者等が、アカマツ林であって公益林にあるものにおいて行う広葉樹林への天然更新等を促進する伐採作業を行う場合に要する経費</p>	<p>当該事業を行う場合に要する経費の10分の10に相当する額以内の額（ただし、別に定める額を上限とする。）</p>

区分	事業 項目	経 費	補助率
森林環境再生造林	4 森林環境再生造林	<p>市町村、林業事業者等並びに県内に事務所又は事業所を有する特定非営利活動法人、各種団体及び法人が、公益林のうち、別に定める要件に合致する森林の整備を行う場合に要する次に掲げる作業に係る経費</p> <p>(1) 植栽 現状が未立木地や針葉樹の伐採跡地等であり、森林への早期の再生を目的とする植栽に要する経費</p> <p>(2) 鳥獣害防止施設等整備 植栽実施箇所において植栽木の保全に必要な鳥獣害防止施設等の整備に要する経費</p> <p>(3) 下刈り 植栽実施箇所において植栽木の生育のため雑草木の除去を目的とする下刈りに要する経費</p>	<p>(1)及び(2)の事業を行う場合に要する経費の10分の8に相当する額以内の額(ただし、別に定める額の10分の8に相当する額以内の額を上限とする。)</p> <p>(3)の事業を行う場合に要する経費の10分の7に相当する額以内の額(ただし、別に定める額の10分の7に相当する額以内の額を上限とする。)</p>
	森林被害対策	5 被害森林再生	<p>市町村、林業事業者等が、気象災害又は林野火災による被害を受けた公益林において、被害木の除去及び事業の実施に必要な作業道の補修を行う場合に要する経費</p>
6 枯死木除去		<p>市町村、林業事業者等が、倒木による人身被害及び施設損壊の可能性が高い枯死木の除去を行う場合に要する経費</p>	<p>当該事業を行う場合に要する経費の10分の10に相当する額以内の額(ただし、別に定める額を上限とする。)</p>

区分	事業 種目	経 費	補助率
公益的機能増進伐	7 公益的機能増進伐	補助事業者が、公益林のうち、別に定める要件に合致する森林において、公益的機能の増進のための整備（つる切、不用木の除去、不良木の淘汰又は枝条残材の集積）を行う場合に要する経費	当該事業を行う場合に要する経費の10分の8に相当する額以内の額（ただし、別に定める額の10分の8に相当する額以内の額を上限とする。）
森林作業道整備	8 森林作業道整備	補助事業者が、上記「1 混交林誘導伐」、「3 アカマツ林広葉樹林化」、「4 森林環境再生造林」（植栽に限る）又は「7 公益的機能増進伐」のいずれかの事業と一体的に実施する森林作業道の開設及び改良に要する経費	一体的に実施する事業に同じ

別表第2（第7関係）

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期限
規則第4条の規定による書類	いわて環境の森整備事業補助金交付申請書 1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他広域振興局長が必要と認める書類	第1号 第2号 第3号	1部 1部 1部	別に定める。
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	いわて環境の森整備事業変更（中止、廃止）承認申請書 1 事業計画書 2 収支予算書 3 その他広域振興局長が必要と認める書類	第4号 第2号 第3号	1部 1部 1部	変更（中止、廃止）の理由が生じた日から15日以内
規則第13条第1項の規定による書類	いわて環境の森整備事業実績報告書 1 事業実績書 2 収支精算書 3 その他広域振興局長が必要と認める書類	第6号 第2号 第7号	1部 1部 1部	事業完了の日から起算して15日を経過した日又は3月20日のいずれか早い日

様式第1号（別表第2関係）

第 号
年 月 日

〇〇広域振興局長 様

住 所（所在地）

氏 名（名 称）

代表者 氏 名

年度いわて環境の森整備事業補助金交付申請書

年度において、いわて環境の森整備事業補助金の交付を受けたいので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり補助金の交付を申請します。

金 円

様式第2号（別表第2関係）

事業計画書（事業変更計画書、事業実績書）

事業名					
事業目的					
事業実施箇所					
経費の配分					
事業費	内 訳				
円	円	円	円	円	円
100 %	%	%	%	%	%
事業（実績）の内容					
区分	数量	単位	金額	摘要	
			円		
事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで				
事業実施方法	直営・一部委託・その他（ ）				
備考					

注1 別に定める整備計画書（整備変更計画書、整備実績書）を添付すること。

2 経費の配分の項の内訳欄には別表1に定める経費を記入すること。

3 事業（実績）の項の区分欄には別表1に定める経費を記入すること。

4 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記入すること。

様式第3号（別表第2関係）

収支予算書（変更収支予算書）

1 収入

単位：円

区 分	予 算 額 (変更予算額)	積 算 内 訳	備 考
県補助金			
その他			
合 計			

2 支出

単位：円

区 分	予 算 額 (変更予算額)	積 算 内 訳	備 考
(1) 資材費			
(2) 労務費			
(3) 機械経費			
(4) 運搬費			
(5) 機械運搬費			
(6) 準備費			
(7) 安全費			
(8) 役務費			
(9) 営繕費			
(10) 測量設計費			
(11) 現場監督費			
(12) 社会保険料等			
合 計			

注 変更収支予算の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記入すること。

〇〇広域振興局長 様

住 所（所在地）
氏 名（名 称）
代表者 氏 名

年度いわて環境の森整備事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定の通知のあったいわて環境の森整備事業について、次の理由により事業を変更（中止、廃止）したいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更（中止、廃止）理由

2 変更の内容
別紙のとおり。

〇〇広域振興局長 様

住 所（所在地）
氏 名（名 称）
代表者 氏 名

年度いわて環境の森整備事業変更報告書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定の通知のあったいわて環境の森整備事業について、下記のとおり事業を変更したので報告します。

記

1 変更理由

2 変更の内容

注1 事業計画書に変更内容を記入したものを別紙とすること。

2 変更前と変更後を容易に比較対照できるように変更前を括弧書きで上段に記載すること。

様式第6号（別表第2関係）

第 年 月 日 号

〇〇広域振興局長 様

住 所（所在地）
氏 名（名 称）
代表者 氏 名

年度いわて環境の森整備事業実績報告書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定の通知のあったいわて環境の森整備事業が完了したので、岩手県補助金交付規則により、関係書類を添えて報告します。

実績報告額 円

様式第7号（別表第2関係）

収支精算書

1 収入

単位：円

区 分	精算額	予算額	比 較		積算内訳
			増	減	
県補助金					
その他					
合 計					

2 支出

単位：円

区 分	精算額	予算額	比 較		積算内訳
			増	減	
(1) 資材費					
(2) 労務費					
(3) 機械経費					
(4) 運搬費					
(5) 機械運搬費					
(6) 準備費					
(7) 安全費					
(8) 役務費					
(9) 営繕費					
(10) 測量設計費					
(11) 現場監督費					
(12) 社会保険料等					
合 計					

〇〇広域振興局長 様

住 所（所在地）
氏 名（名 称）
代表者 氏 名

年度いわて環境の森整備事業補助金前金払請求書

年 月 日付け岩手県指令 第 号で補助金の交付の決定の通知のあったいわて環境の森整備事業について、補助金の前金払を受けたいので、次のとおり請求します。

記

1 請求金額
金 円

2 内 訳

補助金交付 決 定 額	既受領額	今回請求額	差引残高	備 考
円	円	円	円	

3 理 由

(混交林誘導伐の場合)

いわて環境の森整備事業補助金交付要綱 指令書

岩手県指令 広 第 号

住 所
法人又は氏名

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度いわて環境の森整備事業に
対し、岩手県補助金交付規則(昭和 32 年規則第 71 号。以下、「県補助金規則」という。)第 5 条の規
定により、次の条件を付けて補助金 円を交付することと決定したので、県補助金規則
第 7 条の規定により通知します。

年 月 日

〇〇広域振興局長



記

- 1 補助金交付の対象となる事業(以下「補助事業という。」)の内容及び経費の配分は、 年度い
わて環境の森整備事業補助金交付申請書に添付の事業計画書のとおりとする。
- 2 補助事業者は、いわて環境の森整備事業補助金交付要綱(平成 20 年 4 月 16 日林振第 21 号岩手
県農林水産部長通知)、県補助金規則、関係通達等の規定に従わなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、事業終了の翌年度から起
算して 5 年間保存しなければならない。
- 4 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相
当額(補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規
定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法
律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をい
う。以下同じ。)が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合にあっては、次の条
件に従わなければならない。
 - (1) 補助事業者は、補助金請求(県補助金規則第 13 条の規定による補助金請求をいう。以下同
じ。)を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場
合には、これを補助金額から減額して請求しなければならない。
 - (2) 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に
係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前記(1)により減額した
場合にあっては、その金額を減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書
(別紙様式第 1 号)により速やかに〇〇広域振興局長に報告するとともに、県からの返還命
令を受けて、これを返還しなければならない。
- 5 補助事業者は、県補助金規則第 9 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取
り消された場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されていると
きは、〇〇広域振興局長の命ずるところにより、補助金を返還しなければならない。ただし、やむ
を得ない事情があると〇〇広域振興局長が認めるときは、この限りでない。
- 6 補助事業者は、別に定める協定書を岩手県及び森林所有者と締結するとともに、これを遵守しな
なければならない。

(ナラ林健全化、アカマツ林広葉樹林化、被害森林再生及び枯死木除去、公益的機能増進伐の場合)

いわて環境の森整備事業補助金交付要綱 指令書

岩手県指令 広 第 号

住 所
法人又は氏名

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度いわて環境の森整備事業に対し、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年規則第 71 号。以下、「県補助金規則」という。）第 5 条の規定により、次の条件を付けて補助金 円を交付することと決定したので、県補助金規則第 7 条の規定により通知します。

年 月 日

〇〇広域振興局長



記

- 1 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業という。」）の内容及び経費の配分は、 年度いわて環境の森整備事業補助金交付申請書に添付の事業計画書のとおりとする。
- 2 補助事業者は、いわて環境の森整備事業補助金交付要綱（平成 20 年 4 月 16 日林振第 21 号岩手県農林水産部長通知）、県補助金規則、関係通達等の規定に従わなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、事業終了の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。
- 4 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合にあっては、次の条件に従わなければならない。
 - (1) 補助事業者は、補助金請求（県補助金規則第 13 条の規定による補助金請求をいう。以下同じ。）を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して請求しなければならない。
 - (2) 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前記(1)により減額した場合にあっては、その金額を減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（別紙様式第 1 号）により速やかに〇〇広域振興局長に報告するとともに、県からの返還命令を受けて、これを返還しなければならない。
- 5 補助事業者は、県補助金規則第 9 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消された場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、〇〇広域振興局長の命ずるところにより、補助金を返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると〇〇広域振興局長が認めるときは、この限りでない。
- 6 補助事業者は、補助事業の施工地を当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して 5 年以内に当該補助事業の施工地を森林以外の用途に転用（補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施工地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）する行為又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、〇〇広域振興局長にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相

当額を返還すること。

- 7 補助事業者は、6に定める補助金返還事案が発生しないように市町村等と十分な調整を図るとともに、補助事業の施工地の適正な管理について森林所有者への指導を行わなければならない。また、返還事案が発生した場合は速やかに補助金を返還しなければならない。

(森林環境再生造林の場合)

いわて環境の森整備事業補助金交付要綱 指令書

岩手県指令 広 第 号

住 所
法人又は氏名

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度いわて環境の森整備事業に
対し、岩手県補助金交付規則(昭和 32 年規則第 71 号。以下、「県補助金規則」という。)第 5 条の規
定により、次の条件を付けて補助金 円を交付することと決定したので、県補助金規則
第 7 条の規定により通知します。

年 月 日

〇〇広域振興局長



記

- 1 補助金交付の対象となる事業(以下「補助事業という。」)の内容及び経費の配分は、 年度い
わて環境の森整備事業補助金交付申請書に添付の事業計画書のとおりとする。
- 2 補助事業者は、いわて環境の森整備事業補助金交付要綱(平成 20 年 4 月 16 日林振第 21 号岩手
県農林水産部長通知)、県補助金規則、関係通達等の規定に従わなければならない。
- 3 補助事業者は、次の各号における措置を取らなければならない。
 - (1) 補植、保育等成林に必要な保育管理を行うこと。
 - (2) 補助事業実施年度以降 5 年以上の森林保険に加入すること。
- 4 補助事業者は、補助事業に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、事業終了の翌年度から起
算して 5 年間保存しなければならない。
- 5 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相
当額(補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規
定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法
律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をい
う。以下同じ。)が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合にあっては、次の条
件に従わなければならない。
 - (1) 補助事業者は、補助金請求(県補助金規則第 13 条の規定による補助金請求をいう。以下同
じ。)を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場
合には、これを補助金額から減額して請求しなければならない。
 - (2) 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金
に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額(前記(1)により減額した
場合にあっては、その金額を減じた額を上回る部分の金額)を消費税仕入控除税額等報告書
(別紙様式第 1 号)により速やかに〇〇広域振興局長に報告するとともに、県からの返還命
令を受けて、これを返還しなければならない。
- 6 補助事業者は、県補助金規則第 9 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取
り消された場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されていると
きは、〇〇広域振興局長の命ずるところにより、補助金を返還しなければならない。ただし、やむ
を得ない事情があると〇〇広域振興局長が認めるときは、この限りでない。
- 7 補助事業者は、補助事業の施工地を当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して 10 年以内に
当該補助事業の施行地を森林以外の用途に転用(補助事業の施工地を売り渡し、若しくは譲渡し、

又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施工地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。) する行為又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、〇〇広域振興局長にその旨を届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

8 補助事業者は、7に定める補助金返還事案が発生しないように市町村等と十分な調整を図るとともに、補助事業の施工地の適正な管理について森林所有者への指導を行わなければならない。また、返還事案が発生した場合は速やかに補助金を返還しなければならない。

(別紙様式第 1 号)

第 年 月 日

〇〇広域振興局長 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け岩手県指令 広 第 号で補助金の交付の決定の通知のあったい
わて環境の森整備事業補助金について、次のとおり報告します。

記


1 補助金交付額	金	円
2 補助金の交付時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額 (3 - 2)	金	円

注 事業実施主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

住 所
法人又は氏名

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度いわて環境の森整備事業の変更承認申請については、申請のとおりこれを承認し、 年 月 日付け岩手県指令 第 号により交付決定した補助金額及び条件の一部を次のとおり変更したので、岩手県補助金交付規則（昭和 32 年規則第 71 号。）第 12 条の規定により通知します。

年 月 日

〇〇広域振興局長 

記

- 1 補助金額 円
(変更前補助金額 円)
- 2 補助金交付の対象となる事業の内容及び経費の配分は、当該変更承認申請書に添付の事業計画書記載のとおりとする。
- 3 1 及び 2 以外については、 年 月 日付け岩手県指令 広第 号による交付決定通知のとおりとする。

いわて環境の森整備事業補助実施要領

(目的)

第 1 この要領は、いわて環境の森整備事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるいわて環境の森整備事業（以下「整備事業」という。）の円滑な実施を図るために必要な事項を定める。

(定義)

第 2 この要領において、「公益林」とは、市町村森林整備計画（森林法（昭和26年6月26日法律第249号）第10条の5に規定する計画をいう。）に定める「保健文化機能維持増進森林」、「快適環境形成機能維持増進森林」、「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」、「水源涵(かん)養機能維持増進森林」のいずれかに区分される森林をいう。

(事業の内容等)

第 3 整備事業の事業種目、事業対象、事業内容、対象経費、補助事業者及び採択基準は、別表のとおりとする。

(施工地調書の提出)

第 4 市町村、林業事業者等（森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格者名簿又は岩手県意欲と能力のある林業経営体に登録されている事業者）、特定非営利活動法人等（以下「補助事業者」という。）は、整備事業を実施しようとするときは、その整備対象森林について、いわて環境の森整備事業施工地調書（様式第 1 号）。以下「施工地調書」という。）を作成し、事業施工地を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。

2 補助事業者（「市町村」を除く。）は、整備事業を実施しようとする森林が公益林となっていない場合は、森林所有者との連名により当該森林の所在する市町村長に変更の申入れを書面で行い、公益林への変更の同意を得るものとし、申入れた書面の写しを施工地調書に添付するものとする。

なお、市町村が公益林となっていない森林で事業を実施しようとする場合は、公益林への変更を行うことを確約する書面を施工地調書に添付するものとする。

3 局長は、施工地調書の提出があったときは、施工地調書の内容を審査し、農林水産部長（以下「部長」という。）に意見を付して施工地調書を提出しなければならない。

4 部長は、前項の規定による施工地調書の提出があったときは、内容を審査し、事業を実施することが適当と認めるときは、様式第 2 号により局長に通知するものとする。

5 局長は、前項の通知があったときは、様式第 3 号により補助事業者に対して整備対象森林の

承認を行うものとする。

(県の助成措置)

第5 県は、前条で承認された整備対象森林において、毎年度予算の範囲内で整備事業に必要な経費又は定額について、補助事業者に対して補助金を交付する。

(整備事業の適正な執行の確保等)

第6 補助事業者は、整備事業の実施について、必要に応じて県の指導、助言及び調査等に応じるものとする。

(雑則)

第7 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年10月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年6月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年5月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月27日から施行し、令和8年度の補助金から適用する。

別 表

区分	事業種目	事業対象及び事業内容	対象経費	補助事業者	採 択 基 準
混交林誘導伐	1 混交林誘導伐	<p>(1) 事業対象森林 県内の公益林(公益林となることが見込まれる森林を含む)のうち、私有林の人工林。</p> <p>(2) 協定締結 県と森林所有者及び補助事業者は、事業対象森林についての伐採制限等を含む整備協定を締結する。 【整備協定の内容】 ① 協定締結期間中(20年)は対象森林での皆伐・開発等による転用を制限 ② 必要に応じ、森林体験や学習の場として対象森林の使用に協力</p> <p>(3) 事業内容 協定が締結された森林(協定の締結が見込まれる森林を含む)について、森林の現況に応じて混交林誘導伐を実施し、針広混交林へ誘導・整備する。 ① 混交林誘導伐 植栽木について、本数率で概ね50パーセント以上の間伐(混交林誘導伐)を実施するもの。 なお、間伐木については、土留柵等に活用し、残木は対象森林の区域内に集積する。 ② 間伐材有効利用モデル 混交林誘導伐により発生した未利用間伐材を有効活用するため、間伐木を林縁まで搬出・集積のうえ、木材加工施設等へ運搬するもの。</p>	<p>(1) 混交林誘導伐(選木、伐木、枝払い、玉切り、集積)に要する経費</p> <p>(2) 混交林誘導伐の実施により発生する間伐材の有効利用(間伐木の搬出、集積等に必要な機械等の運搬)及び間伐材を木材加工工場等への運搬に要する経費</p> <p>(3) 事業の実施に必要な歩道の整備、作業道等の補修に要する経費</p> <p>(4) 事業実施箇所の保全に必要な土留柵等の設置に要する経費</p>	<p>(1) 市町村</p> <p>(2) 林業事業体等(森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格者名簿に登録されている事業体。</p>	<p>(1) 対象樹種は、人工林であるスギ、カラマツ、アカマツ等の針葉樹とする。 ただし、アカマツ天然生林においても、地域において保全上重要で、立木の密度が高い森林については、対象とするものとする。</p> <p>(2) 対象齢級は、原則として4から12齢級とする。 ただし、3齢級及び13齢級以上であっても、地域において保全上重要な森林で、立木の密度が高い、本事業の計画に加えるべき森林については、対象齢級として取扱うものとする。</p> <p>(3) 1施工地の面積は、0.1ヘクタール以上とする。</p> <p>(4) 間伐材有効利用モデルの事業内容のうち、間伐木の運搬に要する経費は公共施設での木質バイオマス利用など間伐材利用の波及効果が高い取組に限る。</p>

区分	事業種目	事業対象及び事業内容	対象経費	補助事業者	採 択 基 準
森林病虫害対策	2 ナラ林健全化	<p>(1) 事業対象森林 県内の公益林(公益林となることが見込まれる森林を含む)のうち、私有林であってナラ類を含む広葉樹林。</p> <p>(2) 事業内容 ナラ類を含む広葉樹林を伐倒し、ナラ枯れ被害を受けない、若い広葉樹林に更新する。ただし、胸高直径10センチメートル以下は伐採の対象としない。</p> <p>① ナラ類を含む広葉樹を伐倒し、直径10センチメートル以上の樹幹部及び枝条部を全て林外に搬出する。</p> <p>② 前年又は当年にナラ枯れ被害が発生した地点から半径2キロメートル以内の区域から搬出したナラ類を含む広葉樹は、春実施(4～6月)であれば6月20日、秋実施(7～3月)であれば、3月20日までにチップ工場等で破砕処理(破砕後の木片の厚さ10ミリメートル以下)を行う。</p>	ナラ類を含む広葉樹林の更新(伐倒、玉切り、搬出、集積)に要する経費	<p>(1) 市町村</p> <p>(2) 林業事業体等(森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格者名簿又は岩手県意欲と能力のある林業経営体に登録されている事業体)</p>	<p>(1) 前年又は当年にナラ枯れ被害(ブナ科樹木萎凋病)が発生した地点から半径30キロメートル以内の区域にあるナラ類を含む広葉樹</p> <p>(2) 対象齢級は6齢級以上とする。</p> <p>(3) 1施工地の面積は、0.1ヘクタール以上とする。</p>
	3 アカマツ林広葉樹林化	<p>(1) 事業対象森林 県内の公益林(公益林となることが見込まれる森林を含む)のうち私有林であって、伐採後に広葉樹林への更新が見込まれるアカマツ林。</p> <p>(2) 事業内容 広葉樹林へ更新するため、アカマツの枯損木や生立木等を伐倒する。</p>	アカマツ枯損木等の伐採(伐倒、枝払い、玉切り、集積)に要する経費	<p>(1) 市町村</p> <p>(2) 林業事業体等(森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格者名簿又は岩手県意欲と能力のある林業経営体に登録されている事業体のうち、岩手県松くい虫防除技術専門員が所属する者)</p>	<p>(1) 松くい虫被害防除監視帯(平成22年2月12日森整第860号知事通知に定める区域)及び松くい虫被害が発生している地域。 ただし、標高おおむね500メートル以上は除くものとする。</p> <p>(2) 対象齢級は、原則として4から12齢級とする。 ただし、3齢級及び13齢級以上であっても、地域において保全上重要な森林で、本事業の計画に加えるべき森林については、対象齢級として取扱うものとする。</p> <p>(3) 1施工地の面積は、0.1ヘクタール以上とする。</p>

区分	事業種目	事業対象及び事業内容	対象経費	補助事業者	採 択 基 準
森林環境再生造林	4 森林環境再生造林	<p>(1) 事業対象森林 県内の公益林(公益林となることが見込まれる森林を含む)のうち、私有林であって、下記に該当する森林。</p> <p>① 現状が未立木地等であり、植栽によらなければ遷移が進む見込みがない森林。</p> <p>② 前生樹が針葉樹の伐採跡地で、針葉樹及び広葉樹の稚樹の侵入が乏しく、植栽によらなければ早期の更新が困難な森林。</p> <p>(2) 事業内容 事業対象森林において、植栽等を実施し、早期に森林環境を再生する。</p> <p>① 植栽 地拵え及び植栽を実施</p> <p>② 鳥獣害防止施設等整備 植栽木を保全するため鳥獣害防止施設等の整備を実施</p> <p>③ 下刈り 植栽木を生育させるため下刈り(雑草木の除去)を実施</p>	<p>(1) 植栽(地拵え、苗木代、苗木運搬、植付)に要する経費</p> <p>(2) 鳥獣害防止施設等整備(シカ食害防止ネット柵又はシカ食害防止チューブの設置及び忌避剤の散布)に要する経費</p> <p>(3) 下刈り(雑草木の除去)に要する経費</p>	<p>(1) 市町村</p> <p>(2) 林業事業体等(森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格者名簿又は岩手県意欲と能力のある林業経営体に登録されている事業体)</p> <p>(3) 特定非営利活動法人、各種団体(非営利団体で規約等の定めがあり、総会が開催される団体に限る。)及び県内に事務所又は事業所を有する法人</p>	<p>(1) 1施工地の面積は、0.1ヘクタール以上とする。</p> <p>(2) 植栽する樹種は、花粉の少ない森林への転換を促進する次のものとする。</p> <p>① スギ(ただし、花粉症対策品種に限る。)</p> <p>② カラマツ</p> <p>③ アカマツ(ただし、松くい虫抵抗性品種に限る。)</p> <p>④ 広葉樹(高木性の樹種に限る。)</p> <p>(3) 植栽本数は、原則、低密度植栽とし、各樹種の1ヘクタール当たりの本数を次のとおりとする。</p> <p>① スギ 1,000本～2,400本</p> <p>② カラマツ1,000本～2,000本</p> <p>③ アカマツ1,000本～3,200本</p> <p>④ 広葉樹1,000本～2,000本</p> <p>(4) 下刈りは、1年生から5年生(ただし、カラマツについては、原則、1年生から3年生)までとする。ただし、必要と認める場合のみ6年生以上(ただし、カラマツについては、4年生以上)とするが、10年生を上限とする。</p>

区分	事業種目	事業対象及び事業内容	対象経費	補助事業者	採 択 基 準
森林被害対策	5 被害森林再生	<p>(1) 事業対象森林 県内の公益林(公益林となることが見込まれる森林を含む)のうち私有林であって、<u>下記の被害が発生しており、伐採後に天然更新が見込まれる森林。</u> ① 気象災害 ② 林野火災 <u>ただし、激甚災害指定を受け、森林災害復旧造林事業計画の対象となった森林を除く。</u></p> <p>(2) 事業内容 森林の更新を促すため、被害木(幹折れ、根返り、傾斜、<u>焼損</u>)を除去する。</p>	<p>(1) 被害木の伐倒処理(伐倒、枝払い、玉切り、集積)に要する経費</p> <p>(2) 事業の実施に必要な作業道の補修(補修に必要な機械の運搬)に要する経費</p>	<p>(1) 市町村</p> <p>(2) 林業事業者等(森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格者名簿又は岩手県意欲と能力のある林業経営体に登録されている事業者)</p>	<p>(1) 1 施工地の面積は、<u>下記のとおりとする。</u> ① <u>気象災害</u> <u>0.1ヘクタール以上</u> ② <u>林野火災</u> <u>0.1ヘクタール以上かつ1.0ヘクタール以下</u></p>
	6 枯死木除去	<p>(1) 事業対象森林 県内の森林法第5条に定める森林のうち私有林。</p> <p>(2) 事業内容 倒木のおそれのある枯死木を伐倒処理し人身被害や施設損壊の二次的被害を防止する。</p>	<p>枯死木及び伐倒処理に支障のある生立木の除去(伐倒、枝払い、玉切り、集積、運搬、薬剤処理)に要する経費</p>	<p>(1) 市町村</p> <p>(2) 林業事業者等(森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格者名簿又は岩手県意欲と能力のある林業経営体に登録されている事業者)</p>	<p>(1) 松くい虫<u>若しくは</u>ナラ枯れ被害による枯死経過木(マツノマダラカミキリ又はカシノナガキクイムシが羽化脱出した後の枯死木) <u>又は林野火災により被災した枯死木</u>であること。</p> <p>(2) 公共施設、道路又は住宅等の周辺で、人身被害や施設損壊の可能性が高いもの。 ただし、森林所有者が住宅等の所有者と同一である場合については、除くものとする。</p>

区分	事業種目	事業対象及び事業内容	対象経費	補助事業者	採 択 基 準
公益的機能増進伐	7 公益的機能増進伐	<p>(1) 事業対象森林 県内の公益林(公益林となることが見込まれる森林を含む)のうち、私有林の人工林。</p> <p>(2) 事業内容 事業対象森林において、森林の現況に応じてつる切、不用木・不良木の除去、枝条残材の集積を実施し、森林の公益的機能を増進する。</p>	<p>公益的機能増進伐(つる切、不用木・不良木除去、枝条残材の集積)に要する経費</p>	<p>(1) 市町村</p> <p>(2) 林業事業体等(森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格者名簿又は岩手県意欲と能力のある林業経営体に登録されている事業体)</p> <p>(3) 特定非営利活動法人、各種団体(非営利団体で規約等の定めがあり、総会が開催される団体に限る。)及び県内に事務所又は事業所を有する法人</p> <p>(4) 森林所有者から森林の管理又は施業を受託した者</p>	<p>(1) 対象齢級は、原則として2から4齢級とする。 ただし、5齢級以上であっても、地域において保全上重要な森林で、本事業の計画に加えるべき森林については、対象齢級として取扱うものとする。</p> <p>(2) 1施工地の面積は、0.1ヘクタール以上とする。</p>
森林作業道整備	8 森林作業道整備	<p>(1) 事業対象 「1 混交林誘導伐」、「3 アカマツ林広葉樹林化」、「4 森林環境再生造林」(植栽に限る)又は「7 公益的機能増進伐」のいずれかの事業と一体的に整備する森林作業道</p> <p>(2) 事業内容 混交林誘導伐等の森林整備を効率的に実施するために必要な森林作業道を整備する。</p>	<p>「1 混交林誘導伐」、「3 アカマツ林広葉樹林化」、「4 森林環境再生造林」(植栽に限る)又は「7 公益的機能増進伐」のいずれかの事業と一体的に実施する森林作業道の開設及び改良に要する経費</p>	<p>一体的に実施する事業に同じ ただし、森林所有者から森林の管理又は施業を受託した者においては、別に定める基準の要件を満たすものに限る。</p>	<p>(1) 「1 混交林誘導伐」、「3 アカマツ林広葉樹林化」、「4 森林環境再生造林」(植栽に限る)又は「7 公益的機能増進伐」のいずれかの事業と一体的に実施すること。</p> <p>(2) 森林作業道の規格は、岩手県森林作業道作設指針に適合し、別に定める基準の要件を満たすこと。</p> <p>(3) 整備する森林作業道について、森林作業道整備に係る事業費は、関連森林整備の事業費を超えないこと。</p>

〇〇広域振興局長 様

住 所 (所在地)
氏 名 (名 称)
代表者 氏 名

年度いわて環境の森整備事業施工地調書の提出について
このことについて、いわて環境の森整備事業実施に係る施工地調書を、いわて環境の
森整備事業補助実施要領第4により、関係書類を添えて提出します。

記

提出資料

- 1 年度いわて環境の森整備事業施工地一覧表 (別紙1)
- 2 年度いわて環境の森整備事業施工地調書 (別紙2)
- 3 年度いわて環境の森整備事業位置図 (別紙3)
- 4 年度いわて環境の森整備事業区域図 (別紙4)
- 5 森林所有者同意書の写し (別紙5)

注1 別紙2については、実施する事業種目に該当する様式を添付すること。

注2 間伐材有効利用モデルを実施する場合は、計画概要書 (別紙2-2) を添付する
こと。

別紙2（様式第1号関係）【ナラ林健全化】

年度いわて環境の森整備事業（ナラ林健全化）施工地調書

所在地	地内	受付番号	
森林の位置		流域名	
公益林区分		所有形態	
樹種		面積	
林齢		材積	
森林の現況 ■ 下層植生 ■ 林相の状況 ■ 施業の履歴 ■ 傾斜 ■ 被害木の状況 ■ 周辺の被害状況 ■ 特記事項			
森林の現況（写真 ※被害木等の写真） <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; width: 45%; height: 100px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 45%; height: 100px; margin-bottom: 5px;"></div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 撮影： 年 月 日 撮影： 年 月 日 </div>			
森林整備（事業実施）の必要性			
整備方針			
施工地選定基準との照合・審査			
① 公益林であること。			
② 私有林であること。			
③ ナラ類を含む広葉樹林であること。			
④ 前年又は当年にナラ枯れ被害が発生した地点から半径30km以内の区域にあるナラ類を含む森林であること。			
⑤ 対象齢級は6齢級（26年生）以上であること。			
⑥ 1施工地の面積が0.1ha以上であること。			
⑦ 直径10センチメートル以上の樹幹部及び枝条部全ての林外搬出が計画されていること。			
⑧ 被害地域から搬出するナラ類を含む広葉樹は、チップ工場において破碎処理する計画がされていること。			
⑨ 森林所有者が事業の実施に同意していること。			
⑩ 森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格者名簿または岩手県意欲と能力のある林業経営体に登録されている事業者であること。			
県の意見			

別紙2（様式第1号関係）【アカマツ林広葉樹林化】

年度いわて環境の森整備事業（アカマツ林広葉樹林化）施工地調書

所在地	地内	受付番号	
森林の位置		流域名	
公益林区分		所有形態	
樹種		面積	
林齢		作業道整備延長	
森林の現況 ■ 下層植生 ■ 林相の状況 ■ 施業の履歴 ■ 傾斜 ■ 被害木の状況 ■ 被害木周辺の感染源の状況 ■ 特記事項			
森林の現況（写真 ※被害木等の写真）			
 <p style="text-align: right;">撮影： 年 月 日</p>		 <p style="text-align: right;">撮影： 年 月 日</p>	
森林整備（事業実施）の必要性			
整備方針			
施工地選定基準との照合・審査			
① 公益林であること。			
② 私有林であること。			
③ 松くい虫被害防除監視帯及び松くい虫被害が発生している地域のアカマツ林であること。			
④ 対象齢級は原則として4～12 齢級（16～60 年生）であること。 ただし、3 齢級以下及び13 齢級以上であっても保全上重要であること。			
⑤ 1 施工地の面積が、0.1ha 以上であること。			
⑥ アカマツ枯損木等の伐採により、広葉樹林への更新が見込まれること。			
⑦ 森林所有者が事業の実施に同意していること。			
⑧ 森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格者名簿または岩手県意欲と能力のある林業経営体に登録されている事業者のうち、岩手県松くい虫防除技術専門員が所属する事業者であること。			
⑨ 森林作業道の整備が計画されている場合は、付帯事業としての実施要件を満たしていること。			
県の意見			

別紙2 (様式第1号関係) 【森林環境再生造林】

年度いわて環境の森整備事業 (森林環境再生造林) 施工地調書

所在地	地内		受付番号			
森林の位置			流域名			
公益林区分			所有形態			
植栽樹種		植栽本数	面積			
本数 / ha		前生樹 (樹種)	前生樹 (林齢)			
周辺の状況						
鳥獣害対策 (作業種)		数量 (ha, m)				
森林の現況 ■ 伐採跡地等の状況 (前生樹の樹種、伐採時期、現在の状況 (稚樹の侵入状況、周辺の森林 (針葉樹、広葉樹)) ■ 傾斜 ■ 特記事項						
森林の現況 (写真) <table border="1" style="width:100%; height:100%;"> <tr> <td style="width:50%; vertical-align: bottom; text-align: right;">撮影： 年 月 日</td> <td style="width:50%; vertical-align: bottom; text-align: right;">撮影： 年 月 日</td> </tr> </table>					撮影： 年 月 日	撮影： 年 月 日
撮影： 年 月 日	撮影： 年 月 日					
森林整備 (事業実施) の必要性						
整備方針 ■ 植栽する樹種の選定 (植栽樹種、裸苗・コンテナ苗別)、植栽本数、鳥獣害防止対策、下刈り、その他保育管理						
施工地選定基準との照合・審査						
① 公益林であること。						
② 私有林であること。						
【植栽の場合】 ③ 次の (ア) 又は (イ) に該当する森林であること。 (ア) 現状が未立木地等であり、植栽によらなければ遷移が進む見込みがない森林であること。 (イ) 前生樹が針葉樹の人工林で、針葉樹及び広葉樹の稚樹の侵入が乏しく、植栽によらなければ早期の更新が困難な伐採跡地であること。						
【鳥獣害防止施設等整備及び下刈りの場合】 ④ 当該事業で植栽する森林であること。						
⑤ 1 施工地の面積が 0.1ha 以上であること。						
【植栽の場合】 ⑥ 植栽する樹種は、花粉の少ない森林への転換を促進するものであり、植栽本数は、原則、低密度植栽であること。						
⑦ 治山事業では実施することが出来ない箇所であること。						
⑧ 森林所有者が当該事業の実施に同意し、森林所有者と補助事業者の間で当該事業に係る受委託契約等を書面で締結している、又は締結する予定であること。						
県の意見						

別紙2（様式第1号関係）【被害森林再生】

年度いわて環境の森整備事業（被害森林再生）施工地調書

所在地	地内	受付番号	
森林の位置		流域名	
公益林区分		所有形態	
樹種		面積	
林齢			
森林の現況 ■ 森林の状況 ■ 気象災害の発生状況 ■ 特記事項			
森林の現況（写真 ※被害木の写真） <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; width: 40%; height: 100px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 40%; height: 100px; margin-bottom: 5px;"></div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> 撮影： 年 月 日 撮影： 年 月 日 </div>			
森林整備（事業実施）の必要性			
整備方針			
施工地選定基準との照合・審査			
① 公益林であること。			
② 私有林であること。			
③ <u>気象災害又は林野火災による被害が発生しており、伐採後に天然更新が見込まれる森林であること。</u> <u>ただし、激甚災害指定を受け、森林災害復旧造林事業計画の対象となった森林を除く。</u>			
④ 1 施工地の面積が、 <u>気象災害は 0.1ha 以上、林野火災は 0.1ha 以上かつ 1.0ha</u> であること。			
⑤ 森林の更新を促すよう、被害木の伐倒処理が適正に計画がされていること。			
⑥ 森林所有者が事業の実施に同意していること。			
⑦ 森林整備事業請負契約等指名競争入札参加資格者名簿または岩手県意欲と能力のある林業経営体に登録されている事業体であること。			
県の意見			

別紙 2 (様式第 1 号関係) 【枯死木除去】

年度いわて環境の森整備事業 (枯死木除去) 施工地調書

所在地	地内	受付番号	
森林の位置		流域名	
樹種		所有形態	
林齢		本数及び材積	
森林の現況 ■ 枯死木の状況 ■ 周辺施設等の状況 ■ 特記事項			
森林の現況 (写真 ※枯死木の写真)			
枯死木除去の必要性			
整備方針			
施工地選定基準との照合・審査			
① 森林法第 5 条に定める森林であること。			
② 私有林であること。			
③ 松くい虫若しくはナラ枯れ被害による枯死経過木 <u>又は林野火災により被災した枯死木</u> であること。			
④ 公共施設、道路又は住宅等の周辺で、枯死木の倒木により人身被害や施設損壊の可能性が高いものであること。			
⑤ 森林所有者が住宅等の所有者と異なること。			
県の意見			

別紙2 (様式第1号関係) 【公益的機能増進伐】

年度いわて環境の森整備事業施工地調書

所在地	地内	受付番号			
森林の位置		流域名			
公益林区分		所有形態			
樹種		面積			
林齢		作業道整備延長			
森林の現況 <input type="checkbox"/> 下層植生 <input type="checkbox"/> 林相の状況 <input type="checkbox"/> 施業の履歴 <input type="checkbox"/> 傾斜 <input type="checkbox"/> 特記事項					
森林の現況 (写真) <table border="1" style="width:100%; height:100%;"> <tr> <td style="width:50%; vertical-align: bottom; text-align: right;">撮影： 年 月 日</td> <td style="width:50%; vertical-align: bottom; text-align: right;">撮影： 年 月 日</td> </tr> </table>				撮影： 年 月 日	撮影： 年 月 日
撮影： 年 月 日	撮影： 年 月 日				
森林整備 (事業実施) の必要性 (該当する事項に <input checked="" type="checkbox"/> を記載)					
1 森林の状況 <input type="checkbox"/> 手入れ不足 <input type="checkbox"/> つる絡み <input type="checkbox"/> 不用木・不良木の繁茂 <input type="checkbox"/> 植栽木の被圧 <input type="checkbox"/> その他 ()					
2 森林所有者の状況 <input type="checkbox"/> 整備意欲の低下 { <input type="checkbox"/> 材価の低迷 <input type="checkbox"/> 所有者が高齢 <input type="checkbox"/> 遠隔地に居住 } <input type="checkbox"/> 後継者が不在 <input type="checkbox"/> 相続したが関心がない <input type="checkbox"/> 自力整備困難 { <input type="checkbox"/> 林業経験・知識の不足 <input type="checkbox"/> 仕事が多忙 } <input type="checkbox"/> 経済的理由 <input type="checkbox"/> 条件不利地 <input type="checkbox"/> 森林整備の必要性を理解 <input type="checkbox"/> その他 ()					
整備方針					
施工地選定基準との照合・審査					
① 公益林であること					
② 私有林であること。					
③ 人工林であること。					
④ 対象齢級は原則として2～4 齢級 (6～20 年生) であること。 ただし、5 齢級 (21 年生) 以上であっても保全上重要であること。					
⑤ 1 施工地の面積が 0.1ha 以上であること。					
⑥ 保安林である場合は、治山事業では実施することが出来ない箇所であること。					
⑦ 森林整備の必要性及び整備方針について、森林の現況や森林所有者の現状を踏まえ、適切に計画されていること。					
⑧ 森林所有者が当該事業の実施に同意し、森林所有者と補助事業者の間で当該事業に係る受委託契約等を書面で締結している、又は締結する予定であること。					
⑨ 市町村、林業事業体等並びに特定非営利活動法人、各種団体、法人及び森林所有者から森林の管理又は施業を受託した者であること。					
⑩ 作業道の整備が計画されている場合は、公益的機能増進伐の付帯事業としての必要性が明確に示されており、必要最小限の延長とする計画であること。					
県の意見					

年度いわて環境の森整備事業施 (間伐材有効利用モデル) 計画概要書

1	計画内容																																																
2	利用計画 ①利用方法 ②用途及び数量																																																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">用途</th> <th style="width: 25%;">数量 (m³)</th> <th style="width: 25%;">供給先</th> <th style="width: 25%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td>計</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	用途	数量 (m ³)	供給先	備考																	計																											
用途	数量 (m ³)	供給先	備考																																														
計																																																	
3	搬出計画 ①搬出方法 ②整備面積等																																																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 8%;">樹種</th> <th style="width: 12%;">整備面積 (ha)</th> <th style="width: 12%;">搬出面積 (ha)</th> <th style="width: 12%;">立木材積 (m³)</th> <th style="width: 12%;">伐採材積 (m³)</th> <th style="width: 12%;">利用材積 (m³)</th> <th style="width: 12%;">利用率 (%)</th> <th style="width: 18%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td>計</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	樹種	整備面積 (ha)	搬出面積 (ha)	立木材積 (m ³)	伐採材積 (m ³)	利用材積 (m ³)	利用率 (%)	備考																																	計							
樹種	整備面積 (ha)	搬出面積 (ha)	立木材積 (m ³)	伐採材積 (m ³)	利用材積 (m ³)	利用率 (%)	備考																																										
計																																																	
4	概要図																																																
5	取組みの特徴																																																
6	県の意見																																																

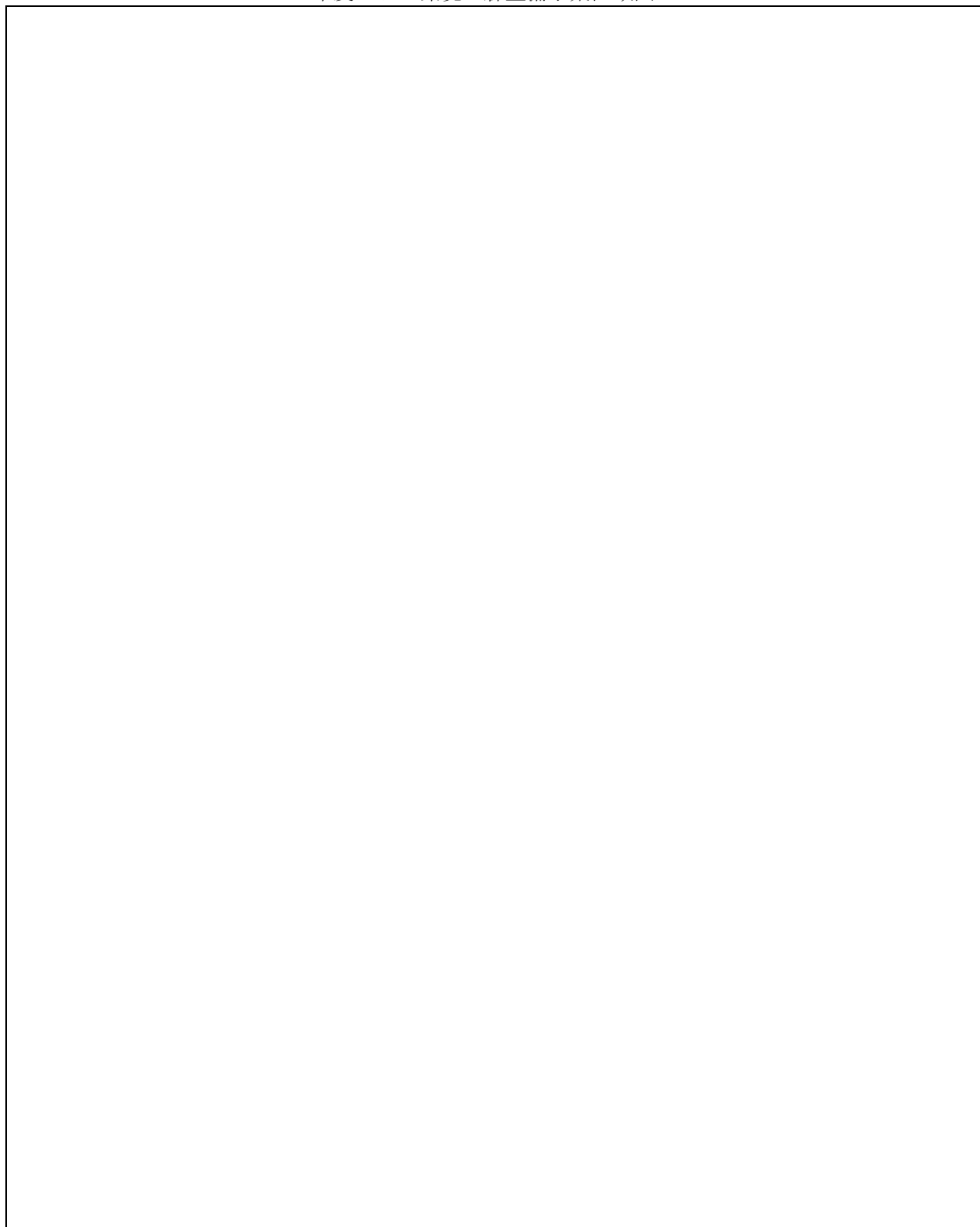
年度いわて環境の森整備事業位置図



注1 縮尺1/50,000程度の位置図を貼付し、対象森林の位置及び作業道整備の線形を赤線で表示する。

注2 河川、取水施設、公共施設など当該森林の荒廃により影響が懸念される箇所等を旗上げにより明示する。

年度いわて環境の森整備事業区域図



注1 森林計画図の写し（縮小可）を貼付し、対象森林の位置及び作業道整備の線形を赤線で表示する。

注2 間伐材有効利用モデル実施の場合、搬出区域を青線で表示する。

補助事業者の名称及び代表者名 様

住 所
氏 名



同 意 書

私の所有する下記の森林について、いわて環境の森整備事業を実施することに同意します。

記

森林の所在地				面積 (ha)	備 考
市町村	大字	字	地番		

参考(第4第2項関係)

第 年 月 日 号

〇〇市町村長 様

森林所有者 住 所
氏 名

印

補助事業者 住 所 (所在地)
氏 名 (名 称)
代表者 氏 名

印

いわて環境の森整備事業施工地に係る森林区分の変更について

このことについて、下記森林において、いわて環境の森整備事業を実施するにあたり、市町村森林整備計画に定める森林区分の変更がなされることが必要ですので、関係書類を添えて申し入れます。

記

1 対象森林

- (1) 年度いわて環境の森整備事業施工地一覧表 (別紙1) のとおり
- (2) 年度いわて環境の森整備事業位置図 (別紙3) のとおり
- (3) 年度いわて環境の森整備事業区域図 (別紙4) のとおり

様式第2号

第 号
年 月 日

〇〇広域振興局長 様

農林水産部長

年度いわて環境の森整備事業実施の決定について
年 月 日付けで提出のあったいわて環境の森整備事業施工地調書に係
る整備対象森林について、いわて環境の森整備事業補助実施要領第4第6項に基づき通
知します。

記

1 対象森林

年度いわて環境の森整備事業施工地一覧表（別紙1）のとおり

様式第3号

第 号
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名 称）

代表者 氏 名 様

〇〇広域振興局長

年度いわて環境の森整備事業実施の承認について

年 月 日付けで提出のあったいわて環境の森整備事業施工地調書に係る整備対象森林について、いわて環境の森整備事業補助実施要領第4第7項に基づき承認します。

記

1 対象森林

年度いわて環境の森整備事業施工地一覧表（別紙1）のとおり

令和8年度 県民参加の森林づくり促進事業企画募集意見聴取要領

(目的)

第1 この要領は、令和8年度県民参加の森林づくり促進事業の補助対象団体等の企画の充実を図るため、いわての森林づくり県民税事業評価委員会（以下「委員会」という。）において実施する意見聴取について、必要な事項を定めるものとする。

(意見聴取の方法等)

第2 意見聴取は、県民参加の森林づくり促進事業企画概要書、企画書及び関係書類に基づき、委員会に対し、実施するものとする。

2 委員会の意見聴取に当たっては、次に掲げる事項について意見聴取を行うものとする。
ただし、(4)のその他の事項については、改善点又は疑問点の意見がある場合とする。

(1) 目的合致

森林への理解が深まるとともに、森林を守り育てる意識の向上が見込まれるか。

(2) 波及効果

地域内外への波及効果等が見込まれるか。

(3) 企画の充実や改善点

(4) その他の事項

ア 整合性

団体の活動内容が別表に掲げる活動内容の趣旨に合致しているものであること。

イ 自主性

地域住民等の自主的な取組となっていること。

ウ 具体性

事業計画が実行可能な方法、計画及び予算等で立案されていること。

(採択結果通知)

第3 知事は、委員会の選定結果を踏まえ、企画採択する事業を決定し、団体に通知するものとする。

2 事業として採択された場合であっても、委員会意見等を踏まえ、採択条件を付すことがある。

県民参加の森林づくり促進事業実施要領

(目的)

第1 この要領は、別表県民参加の森林づくり促進事業(以下「事業」という。)を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定める。

(事業の内容)

第2 この事業は、県民自らが地域で主体的に取り組む別表記載の活動を支援し、県民の森林づくりへの理解の醸成と積極的な参画を促進するものである。

(県の助成)

第3 広域振興局長は、事業の実施に要する経費について、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則(昭和32年岩手県規則第71号)、県民参加の森林づくり促進事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)、その他関係規程に基づき補助する。

(事業の企画募集)

第4 知事は、別に定める県民参加の森林づくり促進事業企画募集要領(以下「募集要領」という。)に基づき、事業の企画募集を行う。

2 別表中の活動区分の1のうち、活動内容の(1)に該当する活動については、原則として事業実施後1年以内に市町村森林整備計画が変更され公益林になることが見込まれる箇所を整備対象とする企画書にあっては、市町村長がその旨を証する書面を添付するものとする。

(応募手続)

第5 応募を希望する団体(以下「応募団体」という。)は、募集要領に基づき、企画書を所管の広域振興局長に提出するものとする。

2 広域振興局長は、提出のあった企画書について、当該内容を確認のうえ、農林水産部長に進達するものとする。なお、別表中の活動区分の1のうち、活動内容の(1)に該当する活動については、整備対象森林の区分を併せて確認するものとする。

(審査、決定)

第6 知事は、別に定めるいわての森林づくり県民税事業評価委員会における企画書の選定に係る審議結果を踏まえ、採択する企画書を決定し、その結果を応募団体へ通知する。なお、応募団体に通知する際は、広域振興局長を通じて行うものとする。

(補助金交付決定報告)

第7 広域振興局長は、要綱等に基づき補助金の交付を決定したときは、速やかに、農林水産部長にその旨報告するものとする。

(完了確認)

第8 広域振興局長は、要綱に定める事業実績書の提出があったときは、書類検査及び現地検査を行うものとする。

(実績報告)

第9 広域振興局長は、要綱等に基づき補助金を交付したときは、速やかに、農林水産部長にその旨報告するものとする。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月21日から施行し、平成18年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月10日から施行し、平成19年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成20年3月31日から施行し、平成20年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表

活動区分		活動内容	備考
1 森林をつくる活動	(1) 森林整備活動	<p>① 未利用のまま放置されている里山林の再生及び新たな活用を図るための森林整備活動</p> <p>② 上下流の住民団体等が連携して行う森林づくり活動</p> <p>③ 野生鳥獣との共生、自然植生の保全・保護を目的とした森林整備活動</p>	<p>左記(1)の活動における対象森林は、市町村が行う緩衝帯整備を除き、県内の民有林のうち、公益林(市町村森林整備計画に定める生態系保全森林、生活環境保全森林、県土水源保全森林のいずれかに区分される森林)及び原則として事業実施後1年以内に市町村森林整備計画が変更され公益林になることが見込まれる箇所とする。</p> <p>ただし、里山林の環境整備に向けて森林整備活動を行う場合、附带的に行われる公益林以外での藪の刈払い等も対象活動に含める。</p> <p>左記(1)の活動のうち、市町村が行う緩衝帯整備の対象森林は、民有林のうち、私有林であり、下記条件を全て満たすものとする。</p> <p>ア 藪化しており、過去にクマ等野生動物の出没が確認される等、人的・物的被害の発生の恐れがある森林及びこれら森林と併せて一体的に整備する必要がある箇所</p> <p>イ 1か所あたり原則0.1ha以上の区域で、林縁部からの幅(奥行)はおおむね30m以内</p> <p>ウ 当該箇所に隣接する森林以外の箇所を事業面積に含める場合は、その部分が全体面積の3割を超えないこと</p> <p>エ 対象行為は、見通し確保のために必要となる下刈、除伐、枝打ちとし、原則、地域住民への説明会等を実施すること</p>
	(2) 森林所有者への啓発活動	森林所有者等に対して森林整備の必要性等を周知する普及啓発活動	
2 森林の手入れを行う多様な人材育成活動	人材育成活動	県民の森林整備への参加を促すために実施する、新たに森林整備活動を行う個人又は営利を目的としない団体等を対象とした森林施業等の研修活動	森林施業等の研修活動の対象は、森林所有者のほか、森林ボランティアや活動団体等とする。
3 森林を学び、活かす活動	県民理解を促進する活動	森林の公益的機能や森林整備の必要性などを学ぶ森林環境学習活動	森林環境学習は、森林内での整備活動や森林環境観察活動等のフィールドワークを通じた学習、森林の役割や重要性等についてパネルや映像等を活用し、知見を有する者による講演・説明や意見交換・話し合い等により行う学習とする。

<p>4 森林資源を活かす活動</p>	<p>循環型社会形成のための県産材利用活動</p>	<p>① 小学校、中学校又は高等学校の児童生徒等を対象に行われる森林環境学習と連動した教育施設における木材・木材製品などの県産材利用促進活動</p> <p>② 木材利用による環境保全効果等を周知する普及啓発活動と連動した公共的施設における木材・木材製品などの県産材利用促進活動</p>	<p>左記における県産材とは、原則として、岩手県内の森林で伐採された原木を、岩手県内で加工した丸太、製材品、集成材、合板等とし、岩手県産材証明制度又は森林認証制度により確認したものとする。</p> <p>左記①における教育施設とは、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、児童館及び託児施設とする。</p> <p>左記②における公共的施設とは、医療施設、商業施設、官公庁施設、宿泊施設、社会福祉施設、教育文化施設、公共交通機関の施設、道路、公園、その他不特定多数の者が利用できる施設とする。</p>
---------------------	---------------------------	--	--

令和8年度県民参加の森林づくり促進事業企画募集要領（2次）

1 募集趣旨

県では「いわての森林づくり県民税」を活用して、県民の皆さんが取り組む森林整備活動や森林環境学習活動等を支援しています。

県民の皆さんのアイデアと主体的な参加による活動についての企画を募集します。

2 募集対象活動

(1) 対象となる活動（表-1）

募集する活動の分類		補助率	補助上限	対象団体
1 森林をつくる活動				
(1)森林整備活動 ^{*1}	① 未利用のまま放置されている里山林の再生及び新たな活用を図るための森林整備活動 ② 上下流の住民団体等が連携して行う森林づくり活動 ③ 野生鳥獣との共生、自然植生の保全・保護を目的とした森林整備活動 《例》・ NPO団体や地域住民による間伐等の森林整備 ・ 企業による森づくりボランティア活動 ・ 市町村が行う森林整備等による野生動物の出没抑制を目的とした緩衝帯整備 ^{*2}	10/10 以内	100万 円	市町村 各種団体 ^{*6} NPO団体
(2)森林所有者への啓発活動	森林所有者等に対して森林整備の必要性等を周知する普及啓発活動			
2 森の手入れを行う多様な担い手を育成する活動				
人材育成活動	県民の森林整備への参加を促すために実施する新たに森林整備活動を行う個人又は営利を目的としない団体等 ^{*3} を対象とした森林施業等の研修活動 《例》・ 新たな森林整備ボランティア団体を育成するための研修会の開催	10/10 以内	100万 円	県内に事務所又は事業所を有する法人
3 森林を学び活かす活動				
県民理解を促進する活動	森林の公益的機能や森林整備の必要性などを学ぶ森林環境学習活動 ^{*4} 《例》 ・ 学校林等での森林整備等を通じた森林環境学習 ・ 森林環境学習の一環として実施する木工教室 ^{*5} 、しいたけ植菌体験、炭焼体験等の体験学習や関連学習会の開催	10/10 以内	100万 円	
4 森林資源を活かす活動				
循環型社会形成のための県産材利用活動 ^{*7}	① 小学校、中学校又は高等学校の児童生徒等を対象に行われる森林環境学習と連動した教育施設 ^{*8} における木材・木材製品などの県産材 ^{*9} 利用促進活動 ② 木材利用による環境保全効果等を周知する普及啓発活動と連動した公共的施設 ^{*10} における木材・木材製品などの県産材利用促進活動 《例》 ・ 地元で製材加工した地元材による木製備品を教育施設に設置し、児童生徒を対象とした森林環境学習会を開催 ・ 県産材で制作したテーブルや椅子を公民館などに設置し、地域住民を対象とした森林環境学習会を開催	1/3 以内	100万 円	①は市町村 各種団体 ^{*11} ②は市町村

【対象となる活動（表－１）の注意事項】

【森林整備活動関係】

- ※ 1 当該年度に他の補助事業等が導入される森林は対象外とします。
- ア 活動の対象森林は、県内の民有林のうち公益林（市町村森林整備計画に定める生態系保全森林、生活環境保全森林、県土水源保全森林のいずれかに区分される森林）及び公益林になることが見込まれる箇所とします。（市町村が行う緩衝帯整備は除く）
- （原則として事業実施後 1 年以内に該当する市町村の森林整備計画が変更されること。なお、実施団体は、市町村長がこの旨を証する書面を企画書に添付すること。）
- イ 里山林の環境整備に向けて森林整備活動を行う場合、附随的に行われる公益林以外での藪の刈払い等も対象活動に含めることができます。
- ※ 2 【森林整備活動のうち緩衝帯整備関係】
- ア 野生動物の出没抑制を目的とした緩衝帯整備の実施主体は、市町村とします。
- イ 対象森林は、民有林のうち、私有林であり、次の条件を全て満たすものとします。
- (ア) 藪化しており、過去にクマ等野生動物の出没が確認される等、人的・物的被害の発生の恐れがある森林及びこれら森林と併せて一体的に整備する必要がある箇所
- (イ) 1 か所あたり原則 0.1ha 以上の区域で、林縁部からの幅（奥行）はおおむね 30m 以内
- (ウ) 当該箇所に隣接する森林以外の箇所を事業面積に含める場合は、その部分が全体面積の 3 割を超えないこと
- (エ) 対象行為は、見通し確保のために必要となる下刈、除伐、枝打ちとし、原則、地域住民への説明会等を実施すること

【人材育成関係】

- ※ 3 森林所有者のほか、森林ボランティアや活動団体等とします。

【森林環境学習関係】

- ※ 4 本事業でいう森林環境学習とは、森林内での整備活動や森林環境観察活動等のフィールドワークを通じた学習、森林の役割や重要性等についてパネルや映像等を活用し、知見を有する者による講演・説明や意見交換・話し合い等により行う学習とします。
- ※ 5 木工教室での製作物は「本立て」や「巣箱」等の簡易なものとし、参加者一人当たりの材料費は別表の金額を上限とします。
- ※ 6 各種団体とは、非営利の団体で規約等の定めがあり、総会が開催される団体に限ります。
- ※ 7 本活動は、単なる県産材木製品の設置ではなく、森林環境学習や普及啓発活動と一体的に行い、いわての森林づくり県民税の事業効果を発現させるものを対象とします。

《森林環境学習や普及啓発活動の展開について》

森林環境学習や普及啓発活動の実施に当たっては、上記取組のほか、いわての森林づくり県民税普及啓発DVDの視聴やパンフレットの配布、木製品等への県民税活用事業であることの表示、設置施設における木材利用の意義に関するパネル等の設置、お披露目会やマスコミへのプレスリリースなど、多様な手法により県民へのPRを行ってください。

- ※8 教育施設とは、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、児童館及び託児施設とします。
- ※9 本事業でいう県産材は、県内で伐採された原木を、県内で加工した丸太、製材品、集成材、合板及びフローリング※とし、岩手県産材証明制度又は森林認証制度により確認した木材とし、併せて品質が確認された木材とします。
- また、木工教室で使用する木材は、県内の森林から伐り出され、加工されたことを製材所等により証明されたものであれば可とします。
- ※ フローリングは、止むを得ない事情により、県内の森林で伐採された原木を、県外で加工した丸太、製材品、集成材、合板及びフローリング並びに県内の森林で伐採された原木を原材料として50%以上用いて県内で加工した丸太及び製材品から生産された集成材、合板及びフローリングを含むものとします。
- ※10 公共的施設とは、医療施設、商業施設、官公庁施設、宿泊施設、社会福祉施設、教育文化施設、公共交通機関の施設、道路、公園、その他不特定多数の者が利用できる施設とします。
- ※11 「4 森林資源を活かす活動」①の活動の応募団体は、市町村、民法（明治29年法律第89号）第34条に定める公益法人、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に定める社会福祉法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に定める学校法人に限ります。

（2）対象外の活動

- ① 既に他の機関等から補助・助成等を受けている、又は受ける予定のある活動。
- ② 他の事業等で導入した施設の更新に該当する活動。
- ③ 施設の整備に該当する活動。ただし、以下のものは対象とします。
 - ア いわたの森林づくり県民税の事業効果等を周知・啓発するための看板の設置
 - イ 「4 森林資源を活かす活動」で実施する、教育施設や公共的施設への木材・木材製品等の設置
- ④ 特定の者の利益になると認められる活動。
- ⑤ 政治的又は宗教的宣伝を目的として行うと認められる活動。
- ⑥ 安全対策等が不十分と認められる活動。
- ⑦ その他、当該事業としてふさわしくないと認められる活動。

3 事業実施期間

補助金交付決定の日から令和9年3月19日まで

4 応募対象団体

市町村、各種団体（団体の組織、運営等に関する規約があり、定期総会を開催する非営利団体）、NPO団体、県内に事務所又は事業所を有する法人

5 補助対象経費等

（1）補助対象経費

以下のとおりです。ただし、採択の際に条件等を付す場合があります。

(表-2)

費目	内容	
賃金	外部補助員賃金等	留意事項は別表（補助対象経費）のとおり
報償費	外部専門家謝金等	
旅費	外部専門家旅費等	
需用費	消耗品費、資料印刷費、燃料費等	
役務費	通信運搬費、傷害保険料等	
委託料	委託料	
使用料及び賃借料	会場使用料、バス借上料、機材借上料等	
原材料費	苗木代、木材代等	
備品購入費	機械機具等購入費	

(2) 補助対象外となる主な経費

- ① 活動団体構成員への金銭の支払と認められる経費
- ② 活動参加者への賃金、謝金、旅費、宿泊料及び報償費
- ③ 取得単価が5万円を超える物品及び備品の購入（5万円超過分は団体等の負担）
- ④ 活動場所となる森林の所有者に対する謝礼及び土地使用料

※（別表）補助対象経費も併せてご確認ください。

(3) 留意事項

- ① 賃金及び報償費は別表の金額を上限とし、上限超過分は団体の負担となります。
- ② 看板等の設置は、県民への効果的な周知が図られるものとし、華美又は高価なものとせず、間伐発生材料の活用等、経済的、効率的な設置に努めてください。
- ③ 用具用品類及び機械機具類は、使用頻度が年に数回程度の場合、原則として借り入れ（使用料及び賃借料）としてください。
- ④ 森林整備活動で産出された林産物を薪や木炭として搬出する場合は、放射性物質検査を実施し、安全性を確認してください。（参考：「調理加熱用の薪及び木炭の当面の指標値の設定について」（平成23年11月2日付け林野庁通知））
- ⑤ 市町村が実施主体の場合は、企画概要書に森林環境譲与税を財源として活用しない理由を記載してください。

6 補助率

- (1) 1/3以内（上記2(1)の表-1中「4森林資源を活かす活動①②」）
- (2) 10/10以内（同「4森林資源を活かす活動①②」以外）

7 補助額

定額〔1団体あたりの上限は100万円〕

ただし、企画内容審査等の結果、経費の一部を査定する場合があります。

8 企画の応募

(1) 応募期間

令和8年4月10日（金）から令和8年5月13日（水）まで

(2) 応募書類

以下の様式は全てA4版縦の用紙を使用してください。

- ①【様式第1号】令和8年度県民参加の森林づくり促進事業企画書について
- ②【様式第2号】企画概要書
- ③【様式第3号】企画書
- ④【様式第4号】団体の概要 ※市町村が応募する場合は不要
- ⑤【様式第5号】同意書 ※活動内容によっては不要
- ⑥【その他】団体のPR資料やパンフレット等活動内容、活動実績等に関する資料

(3) 書類の提出先

応募団体の住所地为管轄する各広域振興局林務部又は農林振興センター、岩泉林務出張所

9 企画書の審査

提出された企画概要書、企画書は、以下の基準により、いわての森林づくり県民税事業評価委員会で審査します。

審査の過程において、追加資料の提出等を依頼する場合があります。（その際の費用は、各団体の負担となります。）

(1) 整合性

企画内容は、当事業の目的、趣旨に合致しているか。

(2) 自主性

地域住民等の自主的な取組となっているか。

(3) 具体性

事業が実行可能な計画、方法、予算等で立案されているか。

(4) 効果性

活動参加者等の森林への理解や森林を守り育てる意識の向上が見込まれるか。

地域の内外への波及効果が見込まれるか。

10 企画の採否及び通知

採否は「いわての森林づくり県民税事業評価委員会」の意見等を踏まえ、県が決定します。結果は応募団体に通知します。

11 補助金の交付申請及び補助対象経費

事業実施に要する補助を受ける場合には、別途補助金交付申請手続きが必要となり、補助金交付決定後から使用する経費が補助対象となります。（交付決定前に使用した経費は団体負担）

12 事業の周知等

- (1) 事業の広報媒体には、「いわての森林づくり県民税」を活用した事業であることを必ず明記してください。
- (2) 事業実施の際、活動参加者への説明やマスコミ等から活動内容について取材を受けたときは、「いわての森林づくり県民税」を活用して事業を実施している旨を周知してください。(事業終了後も地域の内外にPR効果が波及するよう努めてください。)
- (3) 継続して事業を行っている団体は、新たに活動に参加する人を増やすよう努めてください。

【周知の例】

- ・市町村広報紙等による事業内容の周知、参加者募集、報道機関等への情報提供。
- ・チラシや製作木工品等に「いわての森林づくり県民税」活用事業と表示。
- ・活動の際に「いわての森林づくり県民税」活用事業と周知、会場内への看板等の掲示。
- ・活動時に撮影する集合写真等にのぼり旗を活用し、団体の会報等に掲載。

いわての森林づくり県民税PR用のロゴマークを作成していますので、団体広報紙、看板、広報等に積極的に活用してください。(電子データが必要な場合は提供します。)



いわての森林づくり
SINCE 2006
県民税

「この活動は、「いわての森林づくり県民税」を活用して実施しています。」

また、各種活動の際の県民税PR用の「のぼり旗」を希望する団体に貸し出しますので、積極的な活用をお願いします。



13 安全対策の徹底

- (1) 活動参加者の安全対策には、万全を期すこととし、特にも児童生徒が参加する活動の際は保護具着用の徹底等、事故の防止に最大限の注意を払ってください。
- (2) 活動に際しては、特別の理由がない限り傷害保険等へ加入してください。
- (3) 森林内や屋外等で活動する際は、事前に現場の点検を実施するとともに、ヘルメット等の保護具を着用してください。
また、危害を加える恐れのある野生生物の状況確認等に努めてください。
- (4) 労働安全衛生規則等に定める安全講習等が必要な機械機具類を使用する場合は、事前に安全講習等を必ず受講し、安全に事業が実施できる体制を整えてください。
- (5) 森林整備活動等においてチェーンソーによる伐木等作業を行う場合は、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（厚生労働省）を踏まえ、参加者の安全確保対策・事故防止対策を徹底してください。
- (6) 活動参加者の健康状態の確認、服装・装備の点検を行ってください。
- (7) 安全対策参考資料等（ホームページ）

【公益社団法人国土緑化推進機構】

子どもたちと森のステキな出会いのために ～森林体験学習活動を安全に行うためのQ&A～

【森づくり安全技術・技能全国推進協議会】

森づくり安全技術マニュアル 等

【環境省】

クマ類の出没対応マニュアル ー改定版ー

(別表) 補助対象経費

費目	内 容	留 意 事 項
賃 金	外部補助員の雇用に係る賃金	<p>① 1人1日当たり 11,000円を上限とする。</p> <p>② 賃金の総額は、補助対象経費総額の1/3を上限とする。</p> <p>③ 散策路や登山道整備に係る賃金は、補助対象外とする。(森林整備に必要な最小限の作業道補修に係る賃金は対象とする)</p>
報償費	外部専門家謝金等 (講師、技術指導者等)	<p>① 1人1時間当たり4,100円を上限とする。</p> <p>② 外部専門家は、原則として県内の者に限り補助対象とする。ただし、上下流の住民団体等が連携して行う活動で他県にまたがる場合や隣県の方が安価となる場合又は、活動に必要な知識・経験や技術を有する者が県内に居ない場合であって、事業の目的及び内容から隣県者でなければならない理由が認められる場合は、この限りではない。</p> <p>③ 外部専門家を必要とする場合は、企画書に必要理由及び外部専門家の所属・職・氏名を記載すること。</p> <p>④ 間伐や枝打ち等の作業に係る外部技術指導者謝金は、上記上限のほか、1人1日当たり11,000円を上限とする。</p> <p>⑤ 活動参加者等へのお土産や記念品等の経費は、対象外とする。</p>
旅 費	外部専門家旅費等 (講師、技術指導者等)	外部専門家の旅費については、上記報償費②と同様の扱いとする。
需用費	消耗品費(事業に必要な機材・用具、事務用品等)、資料印刷費、燃料費(事業に必要なチェーンソーや刈払機等の機材燃料費)等	<p>① ヘルメットは、計画内容等から判断し、使用頻度の高い場合に補助の対象とするが、50,000円を上限とする。なお、ヘルメットには「いわての森林づくり県民税活用事業」等と表示すること。</p> <p>② 活動参加者等への粗品代、自家用車燃料費(他と区別が困難なもの)、木工教室の工具セット類、茶菓等の食糧費は、対象外とする。</p> <p>③ 林内作業用機材には、植物等由来成分の燃料の使用に努めること。</p> <p>④ 使用頻度が低い物品、補助事業以外に汎用性がある物品及び個人で準備することが適当と考えられる物品は、補助対象外とする。</p> <p>⑤ ヘルメットやチャップスなど取得単価が10,000円を超える物品は、管理台帳を整備し、関係書類と併せて適切に保管すること。</p>
役務費	通信運搬費(郵送料等)、 傷害保険料等	<p>① 事業の企画立案、連絡調整等の役務に係る費用で従事日数等の記録がある場合、事務局費として1団体につき事務局費を除いた補助対象経費の5%以内を上限とする。ただし、事務局費を除いた補助対象経費が200,000円以下の団体については、10,000円を上限とする。(補助対象経費は、様式第3号に定める補助対象額とする。)</p> <p>② 広告料(いわての森林づくり県民税活用事業と掲載する場合を除く)、電話料(他との区別が困難なもの)は、補助対象外とする。</p> <p>③ 傷害保険料は、掛金や保障内容等が記載された資料を添付すること。</p>

委託料	委託料	<p>① 特殊技術を要する作業等で、活動団体自らで行うことが真に困難と判断される場合に限る。なお、この場合の委託は事業の一部として実施するものとする。ただし、市町村が行う緩衝帯整備は除く。</p> <p>② 金額が10万円を超えるものについては、2人以上の者から見積書を徴すること。</p>
使用料及び賃借料	会場料、貸切バス代、機材借上料等	<p>① 外部から調達しなければならないものに限り対象経費とし、見積書や料金表等により金額及び借用先等を明示すること。</p> <p>② 活動団体構成員、地域住民及び関係団体等の協働により、刈払い機やチェーンソー等の機材を持ち寄って行う場合は、機材借上料の対象としない。</p>
原材料費	苗木代（緑化木を含む。）、木材代、支柱代、肥料代、原木材、種駒代、活動PR用看板、木工教室材料費等	<p>① 苗木のうち、緑化木の購入については、事業趣旨及び活動計画に照らし、適正と判断された場合に限る。</p> <p>② 木工教室の材料費は参加者1人当たり1,500円を上限とする。</p> <p>③ 活動周知用看板は、華美、高価なものとし、看板には「いわての森林づくり県民税活用事業」と表示すること。</p>
備品購入費	チェーンソー等の機械機具等購入費 (備品の法定耐用年数以上にわたり事業計画を企画する場合に限る)	<p>① 備品は、性質形状を変えないこと、長期間の使用に耐えうる物品で取得単価が10,000円以上のものとする。ただし、取得単価が50,000円を超える分については団体等の負担とする。</p> <p>② 備品は、森林づくり活動に使用する機械機具等を対象とし、使用頻度が低い物品やパソコン、デジタルカメラ等、補助事業以外に汎用性がある物品は対象外とする。</p> <p>③ 備品購入費の総額は、補助対象経費総額の1/3を上限とする。</p> <p>④ 備品購入後は、管理台帳を整備し、関連書類と併せて適切に保管すること。</p>

※上記経費は社会通念上妥当な額で、活動に必要な最小限度のものとする。

※上記単価には所得税や消費税等を含むものとする。

岩手県知事様

(団体名)

(代表者 職・氏名)

(所在地) 〒

(電話番号)

令和8年度いわての森林づくり県民税県民参加の森林づくり促進事業企画書について
標記について、募集要領に定める各規定に同意の上、下記のとおり関係書類を添えて提出します。

記

- 1 【様式第2号】企画概要書
- 2 【様式第3号】企画書
- 3 【様式第4号】団体の概要
- 4 【様式第5号】同意書
- 5 【その他】 団体のPR資料やパンフレット、活動内容、活動実績に関する資料

令和8年度 県民参加の森林づくり促進事業 企画概要書

団 体 名				審査番号	
代表者職氏名				採択回数	回
団 体 所 在 地				構成員数	-
事 業 名				申請区分	
活 動 場 所					
事 業 の 目 的					
事 業 の 内 容					
活 動 期 間	令和8年 月～令和 年 月				
参加予定者数	令和 年 月 開催予定 人				
補助対象額(円) ※積算内訳は企画書の12積算内訳を参照	費 目	R 7年度	R 8年度	比較増減	備 考
	賃 金				
	報 償 費	-			
	旅 費	-			
	需 用 費	-			
	役 務 費				
	委 託 料				
	使 用 料				
	原 材 料 費				
	備品購入費				
	合 計				
安全対策の内容	保険加入	補償			
	有・無	内容			
特 記 事 項					
森林環境譲与税を 活用しない理由 ※市町村が実施主体の場合のみ記載					

企 画 書

団体名

1 事業名

[活動区分:] (募集要領2(1)の活動名を記載。複数活動を組み合わせる場合は主たる活動を記載のこと。)

2 事業目的

3 事業の効果(事業により期待される効果を記入。継続実施の場合は、実施した効果も記入すること。)

4 事業内容

(1) 活動内容

(2) 森林資源を活かす活動に供する森林資源等(「4森林資源を活かす活動」の場合に記入すること。)

ア 品目

イ 数量

ウ 設置(搬入)場所

エ 設置(搬入)する場所の所有者又は管理者

オ 設置(搬入)後の活用方法

(3) 普及啓発等の内容

ア 事業実施の周知方法

イ 「いわての森林づくり県民税」活用事業であることの周知方法

ウ 対象森林の活用方策 [1(1)森林整備活動の場合に記入すること。]

エ 活動実施後の普及啓発方法

5 事業実施場所(位置図を添付のこと。森林整備活動を伴う場合は縮尺5千分の1程度の区域図も添付のこと。)

広域振興局等確認欄	公益林 ()
-----------	----------------------------

※森林整備活動を伴う場合、広域振興局等が森林区分を記載すること。

6 事業実施面積(1(1)森林整備活動の場合に記載することとし、実際に整備する面積を記載のこと。)

7 参加者予定数等

(1) 参加予定者数(延べ人数の場合は延べ〇人と記載すること。)

(2) 参加者の確保方法

8 対象森林の状況(森林整備活動を伴う場合に記載し、樹種及び林齢等を記載のこと。また、対象森林の写真を添付すること。)

9 事業実施計画

実施時期	実施内容	備考

※緩衝帯整備を実施する場合は、対象行為を記載すること。(対象森林の写真は作業行為の必要性が分かる写真を添付すること。)

10 活動を行う際の安全対策の内容(安全教育の内容、ヘルメットなどの保護具の着用、傷害保険加入、事故発生時の対応など具体的に記載すること。また、傷害保険に加入する場合は、補償内容が分かるパンフレット等の写しを添付すること。)

11 事業完了予定年月日

12 経費内訳(消費税相当額を含む)

(1)収入の部

区 分	金 額 (円)	左記の内訳(円)			備 考
		補助対象額		補助 対象外	
		10/10以内	1/3以内		
県補助金(予定額)					
その他()					
合 計					

(2)支出の部

費 目	内 容 (品目・単価・数量等の積算 内訳)	金 額 (円)	左記の内訳(円)			備 考
			補助対象額		補助 対象外	
			10/10以内	1/3以内		
賃 金					(必要理由等)	
報償費					(必要理由等)	
旅 費						
需用費						
役務費						
委託料					(必要理由等)	
使用料及び 賃借料						
原材料費						
備 品 購入費					(法定耐用年 数)	
合 計						

※1 賃金及び報償費は必要理由、指導者所属、職、氏名、従事時間数等を備考欄等に具体的に記入すること。

2 委託料は、必要な理由を備考欄等に具体的に記入すること。併せて見積書等を添付すること。

3 補助対象経費の上限を超えて支出する経費については、超過額を「補助対象外」欄に記入すること。

4 (表-1)「4森林資源を活かす活動」に要する経費は、上記表中の「1/3以内対象額」欄に記入すること。

5 備品購入費は、機材等の法定耐用年数以上にわたる複数年の計画を企画する場合に計上できること。
見積書又は、単価等が記載されたカタログの写しを本書に添付すること。

団 体 の 概 要

団体名	
所在地等	〒 住 所 電 話 FAX Eメール
連絡先 (上記と異なる場合)	〒 住 所 電 話 FAX Eメール
代表者 職・氏名	職 名 氏 名
設立年月日	
設立目的	
構成員数	
活動実績	
添付書類	<input type="checkbox"/> 定款又は会則 <input type="checkbox"/> 役員名簿 <input type="checkbox"/> 活動実績資料(パンフレット、団体広報誌、関連資料など)

当団体は、以下の事項に該当する団体ではありません。

- 1 宗教や政治活動を主たる目的とした団体。
- 2 特定の公職者(候補者を含む)、又は政党等を推薦、支持、反対することを目的とする団体。
- 3 暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体。

団 体 名

代表者職氏名

注)市町村が実施主体の場合、本様式の提出は不要です。

年 月 日

(実 施 団 体) 様

森林所有者氏名

印

同 意 書

貴団体が令和8年度に実施する、県民参加の森林づくり促進事業において、私の所有する下記森林を使用することに同意します。

記

森林の所在地

注) 森林をつくる活動、森林を学び活かす活動のうち、森林内で活動を行う場合に提出すること。

【複数年計画を企画し、経費に備品購入費(法定耐用年数5年)を計上しようとする場合。】

(企画書 5年計画の場合の記載例)

(1~8省略)

9 事業実施計画

実施時期	実施内容	備考
令和8年度		
4月	事前準備	
5月	受講者募集広告	
6月	第1回研修(安全研修)	
7月	第2回研修(間伐実習)	
9月	第3回研修(機材補修・点検)	
10月	第4回研修(間伐実習)	
11月	第5回研修(間伐実習)	
年度	(以下はそれぞれの年度での実施内容を記載すること。)	
年度		
年度		
年度		

(10~11省略)

12 経費内訳(消費税相当額を含む)

費目	内容 (品目・単価・数量等の積算 内訳)	金額 (円)	左記の内訳(円)			備考
			補助対象額		補助 対象外	
			10/10 以内	1/3 以内		
賃金	危険箇所伐採作業(〇〇森林組合) @11,000円*1人*1日(8時間)	11,000	11,000			0.5ha作業
報償費	間伐指導者謝金(〇〇会代表者) @11,000円*1人*1日(8時間)	11,000	11,000			(理由) 当団体には間伐作業を安全に指導できる実務経験者がいないため (所属・職・氏名) 〇〇地方森林組合 技術指導課長 〇〇氏
備品購入費	チェンソー (@70,000円×3台)	210,000	150,000		60,000	耐用年数3年 見積書添付①
合計		232,000	172,000		60,000	

岩手県知事様

(団体名)

(代表者 職・氏名)

(所在地) 〒

(電話番号)

令和8年度いわての森林づくり県民税県民参加の森林づくり促進事業企画書について
標記について、募集要領に定める各規定に同意の上、下記のとおり関係書類を添えて提出します。

記

- 1 【様式第2号】企画概要書
- 2 【様式第3号】企画書
- 3 【様式第4号】団体の概要
- 4 【様式第5号】同意書
- 5 【その他】 団体のPR資料やパンフレット、活動内容、活動実績に関する資料

令和8年度 県民参加の森林づくり促進事業 企画概要書

団 体 名				審査番号	
代表者職氏名				採択回数	回
団 体 所 在 地				構成員数	-
事 業 名				申請区分	
活 動 場 所					
事 業 の 目 的					
事 業 の 内 容					
活 動 期 間	令和8年 月～令和 年 月				
参加予定者数	令和 年 月 開催予定 人				
補助対象額(円) ※積算内訳は企画書の12積算内訳を参照	費 目	R 7年度	R 8年度	比較増減	備 考
	賃 金				
	報 償 費	-			
	旅 費	-			
	需 用 費	-			
	役 務 費				
	委 託 料				
	使 用 料				
	原 材 料 費				
	備品購入費				
	合 計				
安全対策の内容	保険加入	補償			
	有・無	内容			
特 記 事 項					
森林環境譲与税を 活用しない理由 ※市町村が実施主体の場合のみ記載					

企 画 書

団体名

1 事業名

[活動区分:] (募集要領2(1)の活動名を記載。複数活動を組み合わせる場合は主たる活動を記載のこと。)

2 事業目的

3 事業の効果(事業により期待される効果を記入。継続実施の場合は、実施した効果も記入すること。)

4 事業内容

(1) 活動内容

(2) 森林資源を活かす活動に供する森林資源等(「4森林資源を活かす活動」の場合に記入すること。)

ア 品目

イ 数量

ウ 設置(搬入)場所

エ 設置(搬入)する場所の所有者又は管理者

オ 設置(搬入)後の活用方法

(3) 普及啓発等の内容

ア 事業実施の周知方法

イ 「いわての森林づくり県民税」活用事業であることの周知方法

ウ 対象森林の活用方策 [1(1)森林整備活動の場合に記入すること。]

エ 活動実施後の普及啓発方法

5 事業実施場所(位置図を添付のこと。森林整備活動を伴う場合は縮尺5千分の1程度の区域図も添付のこと。)

広域振興局等確認欄	公益林 ()
-----------	----------------------------

※森林整備活動を伴う場合、広域振興局等が森林区分を記載すること。

6 事業実施面積(1(1)森林整備活動の場合に記載することとし、実際に整備する面積を記載のこと。)

7 参加者予定数等

(1) 参加予定者数(延べ人数の場合は延べ〇人と記載すること。)

(2) 参加者の確保方法

8 対象森林の状況(森林整備活動を伴う場合に記載し、樹種及び林齢等を記載のこと。また、対象森林の写真を添付すること。)

9 事業実施計画

実施時期	実施内容	備考

※緩衝帯整備を実施する場合は、対象行為を記載すること。(対象森林の写真は作業行為の必要性が分かる写真を添付すること。)

10 活動を行う際の安全対策の内容(安全教育の内容、ヘルメットなどの保護具の着用、傷害保険加入、事故発生時の対応など具体的に記載すること。また、傷害保険に加入する場合は、補償内容が分かるパンフレット等の写しを添付すること。)

11 事業完了予定年月日

12 経費内訳(消費税相当額を含む)

(1)収入の部

区 分	金 額 (円)	左記の内訳(円)			備 考
		補助対象額		補助 対象外	
		10/10以内	1/3以内		
県補助金(予定額)					
その他()					
合 計					

(2)支出の部

費 目	内 容 (品目・単価・数量等の積算 内訳)	金 額 (円)	左記の内訳(円)			備 考
			補助対象額		補助 対象外	
			10/10以内	1/3以内		
賃 金					(必要理由等)	
報償費					(必要理由等)	
旅 費						
需用費						
役務費						
委託料					(必要理由等)	
使用料及び 賃借料						
原材料費						
備 品 購入費					(法定耐用年 数)	
合 計						

※1 賃金及び報償費は必要理由、指導者所属、職、氏名、従事時間数等を備考欄等に具体的に記入すること。

2 委託料は、必要な理由を備考欄等に具体的に記入すること。併せて見積書等を添付すること。

3 補助対象経費の上限を超えて支出する経費については、超過額を「補助対象外」欄に記入すること。

4 (表-1)「4森林資源を活かす活動」に要する経費は、上記表中の「1/3以内対象額」欄に記入すること。

5 備品購入費は、機材等の法定耐用年数以上にわたる複数年の計画を企画する場合に計上できること。
見積書又は、単価等が記載されたカタログの写しを本書に添付すること。

様式第4号

団 体 の 概 要

団体名	
所在地等	〒 住 所 電 話 FAX Eメール
連絡先 (上記と異なる場合)	〒 住 所 電 話 FAX Eメール
代表者 職・氏名	職 名 氏 名
設立年月日	
設立目的	
構成員数	
活動実績	
添付書類	<input type="checkbox"/> 定款又は会則 <input type="checkbox"/> 役員名簿 <input type="checkbox"/> 活動実績資料(パンフレット、団体広報誌、関連資料など)

当団体は、以下の事項に該当する団体ではありません。

- 1 宗教や政治活動を主たる目的とした団体。
- 2 特定の公職者(候補者を含む)、又は政党等を推薦、支持、反対することを目的とする団体。
- 3 暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体。

団 体 名

代表者職氏名

注)市町村が実施主体の場合、本様式の提出は不要です。

年 月 日

(実 施 団 体) 様

森林所有者氏名

印

同 意 書

貴団体が令和8年度に実施する、県民参加の森林づくり促進事業において、私の所有する下記森林を使用することに同意します。

記

森林の所在地

注) 森林をつくる活動、森林を学び活かす活動のうち、森林内で活動を行う場合に提出すること。

【複数年計画を企画し、経費に備品購入費(法定耐用年数5年)を計上しようとする場合。】

(企画書 5年計画の場合の記載例)

(1～8省略)

9 事業実施計画

実施時期	実施内容	備考
令和8年度		
4月	事前準備	
5月	受講者募集広告	
6月	第1回研修(安全研修)	
7月	第2回研修(間伐実習)	
9月	第3回研修(機材補修・点検)	
10月	第4回研修(間伐実習)	
11月	第5回研修(間伐実習)	
年度	(以下はそれぞれの年度での実施内容を記載すること。)	
年度		
年度		
年度		

(10～11省略)

12 経費内訳(消費税相当額を含む)

費目	内容 (品目・単価・数量等の積算 内訳)	金額 (円)	左記の内訳(円)			備考
			補助対象額		補助 対象外	
			10/10 以内	1/3 以内		
賃金	危険箇所伐採作業(〇〇森林組合) @11,000円*1人*1日(8時間)	11,000	11,000			0.5ha作業
報償費	間伐指導者謝金(〇〇会代表者) @11,000円*1人*1日(8時間)	11,000	11,000			(理由) 当団体には間伐作業を安全に指導できる実務経験者がいないため (所属・職・氏名) 〇〇地方森林組合 技術指導課長 〇〇氏
備品購入費	チェンソー (@70,000円×3台)	210,000	150,000		60,000	耐用年数3年 見積書添付①
合計		232,000	172,000		60,000	



**令和8年度 県民参加の森林づくり促進事業
企画募集（2次募集）のお知らせ**

県では、県民の皆さんが主体的に取り組む、森林をつくる活動や森林を学ぶ活動等を支援します。

1 募集期間

令和8年4月10日（金）から5月13日（水）まで

2 募集内容等

募集内容		応募可能 団体	補助率	補助額
(1) 森林をつくる活動 《森林整備活動》	①未利用のまま放置されている里山林の再生及び新たな活用を図るための森林整備活動を支援	市町村、 各種団体、 NPO 団体、 県内に事務 所のある法人	定額	1団体あたり 100万円以 内
	②森林所有者への啓発活動を支援			
(2) 森林の手入れを行なう多様な担い手を育成する活動 《人材育成活動》	森林施業等の研修活動を新たに活動する個人や、非営利団体等を対象に実施する活動を支援			
(3) 森林を学び活かす活動 《森林環境学習活動》	県民理解を促進する森林環境学習活動を支援			
(4) 森林資源を活かす活動 《県産材利用促進活動》	森林環境学習等と連動した木材・木材製品等の県産材利用促進活動を支援	市町村、公益 法人等	1/3 以内	



3 活動期間

補助金交付決定の日から令和9年3月19日（金）まで

4 応募方法

募集要領に定める書類を提出してください。

書類の提出は、応募団体の住所を管轄する広域振興局林務担当部等をお願いします。

5 その他

詳しい内容や応募に必要な書類等については、岩手県ホームページをご覧ください。

【募集ホームページ】岩手県ホームページ → 「産業・雇用」 → 「林業」 → 「いわての森林づくり県民税」

【お問い合わせ先】 県庁 林業振興課 振興担当（電話 019-629-5776）

各広域振興局 林務担当部、農林振興センター、岩泉林務出張所

令和8年度 県民参加の森林づくり促進事業 企画応募団体一覧表(2次)

資料No.	応募数	団体所在地	事業区分	実績回数	団体名	事業名	事業費(円) (補助対象経費)		参加予定者数(人)
							R7	R8	R8
1	1	平泉町	森林整備 (緩衝帯整備)	1	平泉町	有害鳥獣被害緩衝帯設置事業	583,000	990,000	
2	2	西和賀町	森林整備 (緩衝帯整備)	新	西和賀町	野生動物出没抑制緩衝帯整備事業	-	440,000	
3	1	花巻市	森林環境学習	新	富士大学	森林の公益的機能と持続的な森林資源循環のしくみを学ぶ 一岩手県沿岸部を事例として一	-	825,646	20
4	2	北上市	森林環境学習	5	きたかみ里山クラブ	里山遊び場「雷神の森づくり」事業	694,880	413,160	180
5	3	一関市	人材育成	2	一関里山をつくる会	里山をつくり、山遊びをしよう。	925,888	787,748	70
計							2,203,768	3,456,554	270